

川越市公共施設等総合管理計画 (原案)



平成28年4月

川 越 市

川越市民憲章

(1982 (昭和 57) 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうらおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章



■市の花 山吹 (やまぶき)



■市の木 かし



■市の鳥 雁 (かり)



市長挨拶

目次

第1章 公共施設等総合管理計画の概要	1
1 目的	2
2 計画の体系	3
3 計画期間	4
4 対象施設	4
5 推進体制	5
第2章 公共施設等の現況	7
1 公共施設の現況	8
(1) 市有財産の概要.....	8
(2) 公共施設の建築実績.....	9
(3) 公共施設の年間総経費.....	10
2 インフラ施設の現況.....	11
第3章 人口と財政の将来見通し	13
1 人口の推移と将来推計.....	14
2 財政状況	15
(1) 歳入と歳出の見込み.....	15
(2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化.....	16
3 将来の更新費用の見通し.....	17
第4章 現状から分かる課題	19
1 財源の確保と有効活用.....	20
2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供.....	21
3 公共施設等の老朽化への対応.....	22
第5章 マネジメントに関する基本方針	23
1 基本方針	24
2 マネジメントの手法.....	29
(1) 公共施設のマネジメントの進め方.....	29
(2) インフラ施設のマネジメントの進め方.....	31
第6章 施設類型別のマネジメント方針	33
1 学校教育施設	35
2 生涯学習施設	38
3 文化、スポーツ、観光施設.....	43
4 福祉施設	50
5 公営住宅	58
6 都市基盤施設	60
7 行政関連施設	63
8 インフラ施設	73
資料編	79

第1章 公共施設等

総合管理計画の概要

1 目的

本市の学校やホールなどの公共施設や道路などのインフラ施設は、人口が急増する1970年代前半から1980年代前半にかけて集中的に整備されました。これらの公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）公共施設等が建設後30年から40年程度経過し、¹更新時期が一斉に訪れると見込まれます。経年劣化した公共施設等をそのまま放置することは、利用者の安全に影響を与えるおそれがありますが、全ての公共施設等を更新することは、現在の厳しい財政状況を踏まえると困難です。

この課題に対する取組として、2012（平成24）年度に、本市が所有し、管理する公共施設の資産情報や利用状況、運営コストなどをまとめた『川越市公共施設マネジメント白書（以下、「白書」という。）』を作成しました。これにより公共施設の全体像を把握するとともに、白書のデータを基に、公共施設の整備更新に係る計画策定の検討を始めました。

また、国においても、公共施設等の老朽化への対応として、2013（平成25）年11月、『インフラ長寿命化基本計画』を策定しました。この計画では、地方公共団体における公共施設等の整備更新を着実に進めていくため、中長期的な取組の方向性を明確にする行動計画と当該行動計画に基づき、施設ごとの対応方針を定める個別施設計画を策定することとされています。

これまでの取組を踏まえ、利用者の安全・安心を確保しながら、老朽化が進行する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に対応するための方針として、公共施設等総合管理計画（以下、「本管理計画」という。）を定めます。

なお、本管理計画は、本市の最上位計画である『第四次川越市総合計画』で掲げる施策 No. 49²社会資本マネジメントの推進に対応し、全庁的な取組として推進していくものです。



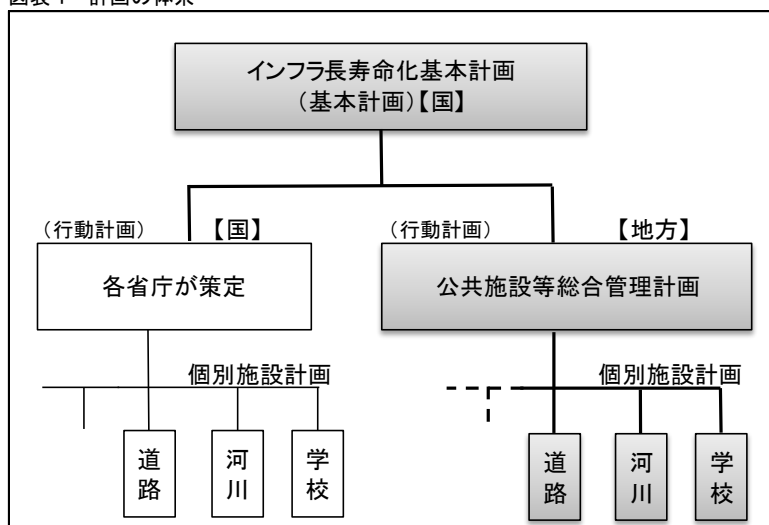
¹ 更新：既存の建物を新しく建て替えること。

² 社会資本マネジメント：本市が保有し、管理する公共施設等を重要な経営資源と捉え、施設の運営コストや利用状況などを把握するとともに、人口動態や市民ニーズを踏まえた分析を行い、全市的な視点から効果的かつ効率的な施設管理・運営を推進する取組のこと。

2 計画の体系

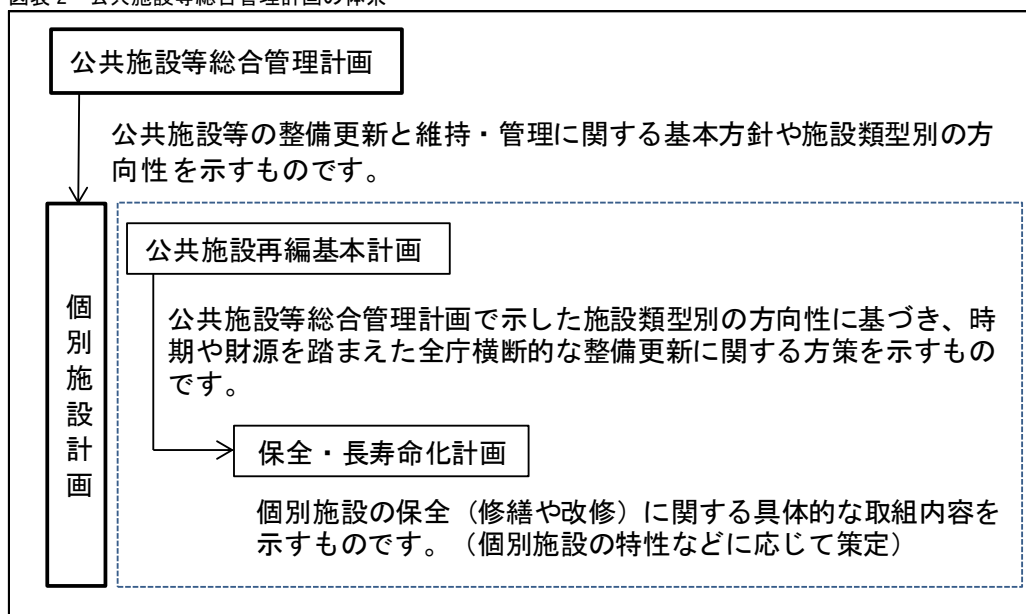
本管理計画は、地方公共団体が作成する行動計画にあたり、本管理計画に基づいて個別施設計画を策定しますが、本市では、公共施設再編基本計画と保全・長寿命化計画を個別施設計画とします(図表 1、2)。既に策定されている個別施設のマネジメントに係る計画は、個別施設計画とみなしますが、本管理計画や公共施設再編基本計画を踏まえ、見直しを行います。個別施設計画は、個別施設の特性や緊急性に応じて順次策定していきます。

図表 1 計画の体系



(出典) 総務省ホームページ

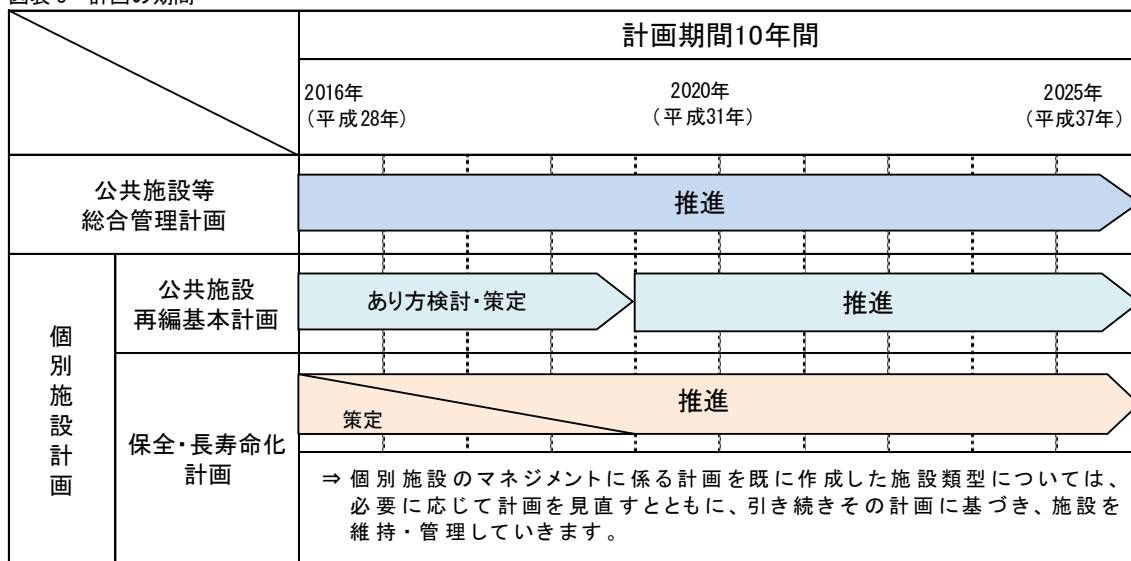
図表 2 公共施設等総合管理計画の体系



3 計画期間

本管理計画は、長期にわたり利用することを前提とした公共施設等を対象としているため、施設のライフサイクル全体を意識した長期的な視点で取り組むことが重要です。そのため、計画期間は、多くの公共施設等が更新や大規模な改修時期を迎える今後の30年間を見据える中、社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ10年間の計画期間とします。なお、必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図ることとします。

図表3 計画の期間



* 個別施設計画の策定期限については、インフラ長寿命化基本計画のロードマップを参考にしています。

4 対象施設

本管理計画では、公共施設に加え、道路、橋りょう、河川、上水道、下水道のインフラ施設を含めた公共施設等を対象とし、公共施設を8類型に、インフラ施設を5類型に分けて整理します（図表4）。

なお、公共施設等に附属する設備や大型機械などがある施設については、その特性を充分考慮することが必要です。

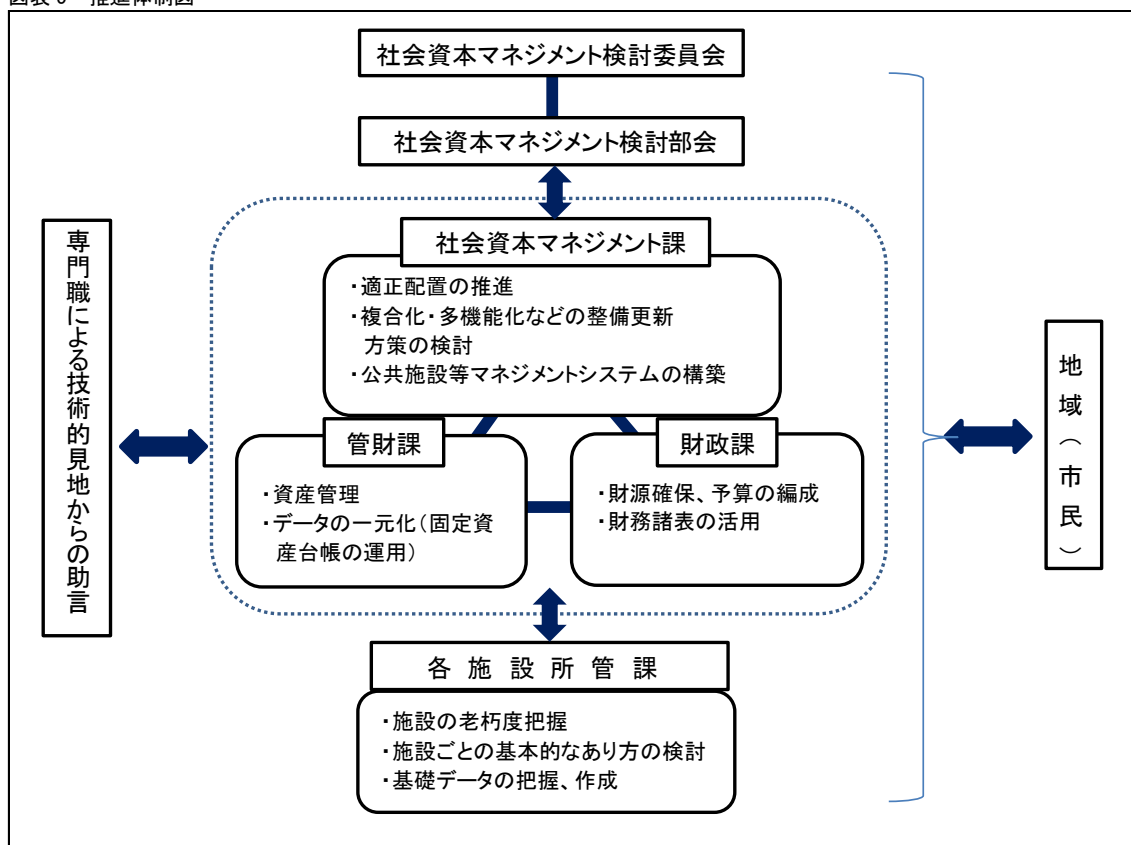
図表4 公共施設等の施設類型

公共施設 (8類型)	学校教育施設、生涯学習施設、文化・スポーツ・観光施設、福祉施設、公営住宅、都市基盤施設、行政関連施設、その他の公共施設
インフラ施設 (5類型)	道路関連施設、橋りょう関連施設、河川関連施設 上水道関連施設、下水道関連施設

5 推進体制

公共施設等は、数も多く各施設所管課で管理しているため、今後は資産の一元管理や予算編成との連携を図ることが重要です。土木や建築などの技術的な支援に基づいたマネジメントを行うとともに、市民との協働の視点を持って取り組みます（図表 5）。

図表 5 推進体制図



第2章 公共施設等の現況

1 公共施設の現況

(1) 市有財産の概要

本市の市有財産は、上下水道局が所管している財産を含め、建物が約 79 万㎡、土地が約 305 万㎡です。建物は約 99.6%、土地は約 93.8%が³行政財産です（図表 6）。

また、行政財産（建物）を施設類型別の延床面積で比較すると、学校教育施設の割合が高く、約 51.9%を占めています（図表 7）。

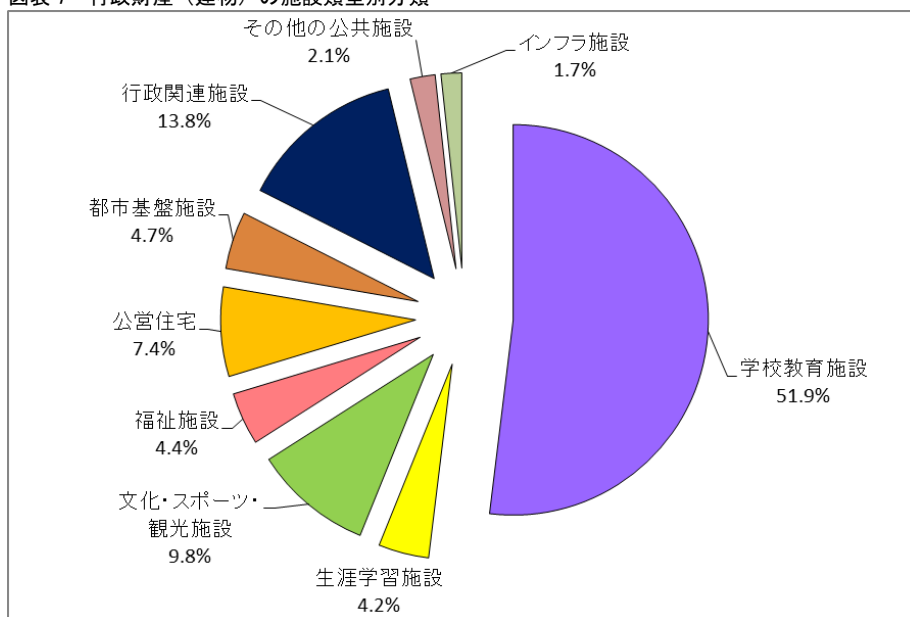
図表 6 市有財産（行政財産と⁴普通財産）の内訳

	市有財産	
	建物面積（㎡）	土地面積（㎡）
行政財産	783,664.52	2,859,141.99
普通財産	3,437.99	187,605.40
合計	787,102.51	3,046,747.39

川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成 27）年 4 月 1 日

図表 7 行政財産（建物）の施設類型別分類



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成 27）年 4 月 1 日

* 道路、橋りょう、河川、上水道及び下水道関連施設はインフラ施設ですが、庁舎などの建物については、公共施設として 5 類型をまとめて記載しています。

³ 行政財産：市において、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産のこと。一部を除き、原則、貸付、交換、売却、譲与等を行うことができない。

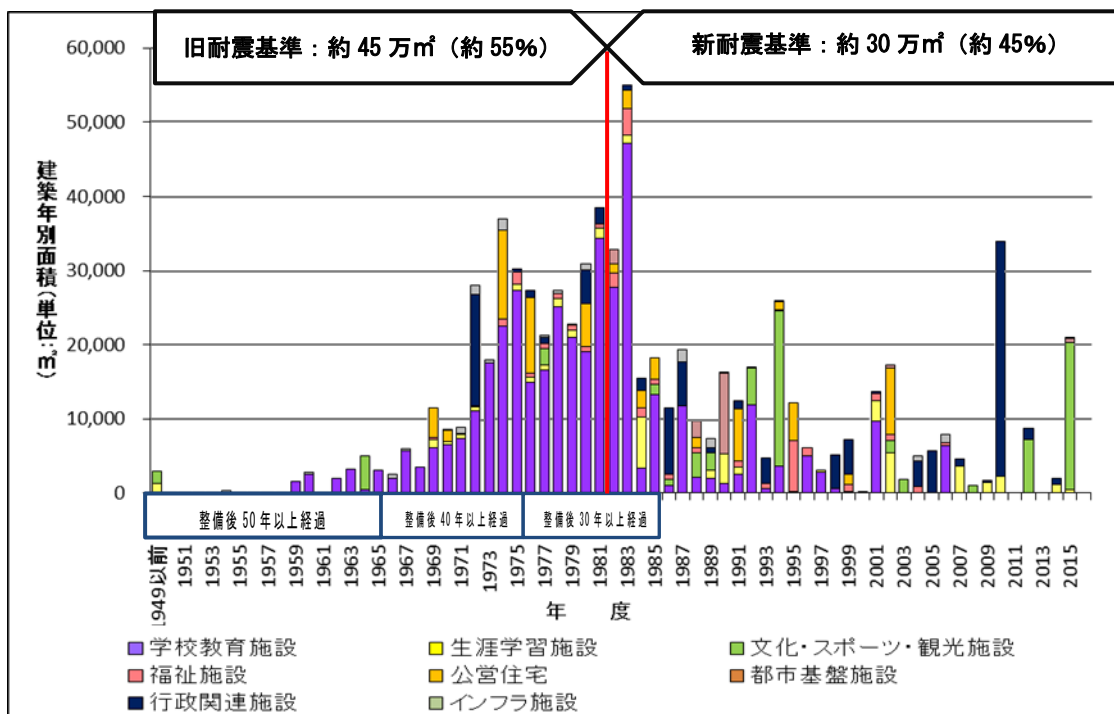
⁴ 普通財産：行政財産以外の公有財産のこと。

(2) 公共施設の建築実績

本市における公共施設の建築年別面積は、1970年代前半から1980年代前半にかけて大きなピークが存在し、建築後30年以上経過している施設面積は全体の約64%にも及んでいます（図表8）。

また、1981（昭和56）年の建築基準法改正により新耐震基準が導入されており、⁵旧耐震基準で整備された公共施設は、全体の約55%を占めています。本市では、『川越市建築物耐震改修促進計画』に基づき、公共施設の耐震化を進めてきました。旧耐震基準で建築された建物を施設類型別に比較すると、約70%が学校教育施設となっていますが、既に耐震化工事を完了しています。

図表8 公共施設建築年別面積



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成27）年4月1日

* 都市基盤施設のうちの公園施設及びその他の公共施設並びに建築年が不詳の公共施設は除いています。

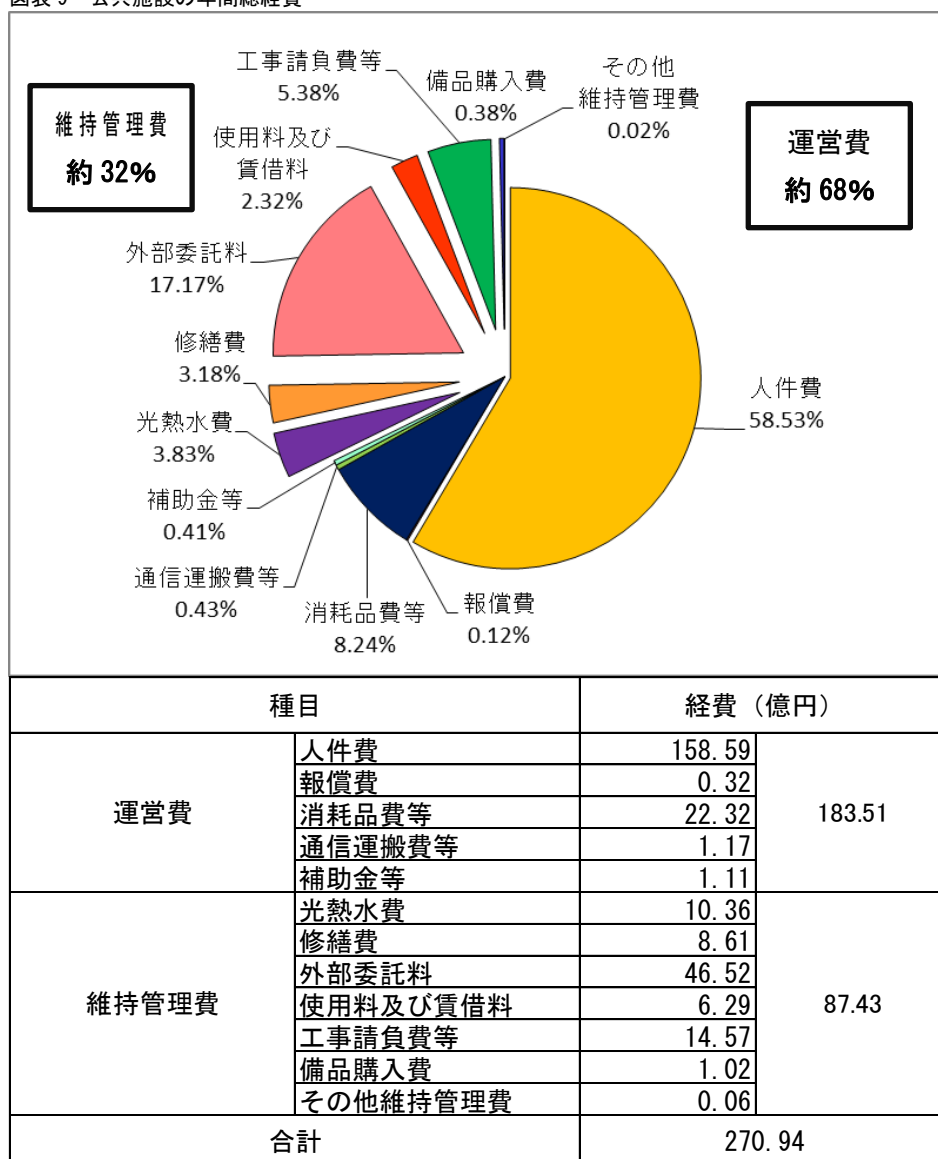
* 道路、橋りょう、河川、上水道及び下水道関連施設はインフラ施設ですが、庁舎などの建物については、公共施設に含めています。

⁵ 旧耐震基準：建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、1981（昭和56）年6月1日の改正より前の建築基準法による基準のこと。

(3) 公共施設の年間総経費

2014（平成 26）年度における公共施設の年間総経費は、約 271 億円となっています（図表 9）。このうち運営費（人件費、報償費、消耗品費等、通信運搬費等、補助金等）が約 184 億円、維持管理費（光熱水費、修繕費、外部委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等、備品購入費、その他維持管理費）が約 87 億円となっています。公共施設の運営や維持・管理に係る経費のうち、運営費が約 68%を占めています。

図表 9 公共施設の年間総経費



川越市社会資本マネジメント課作成

* 十万円以下は四捨五入しています。

2 インフラ施設の現況

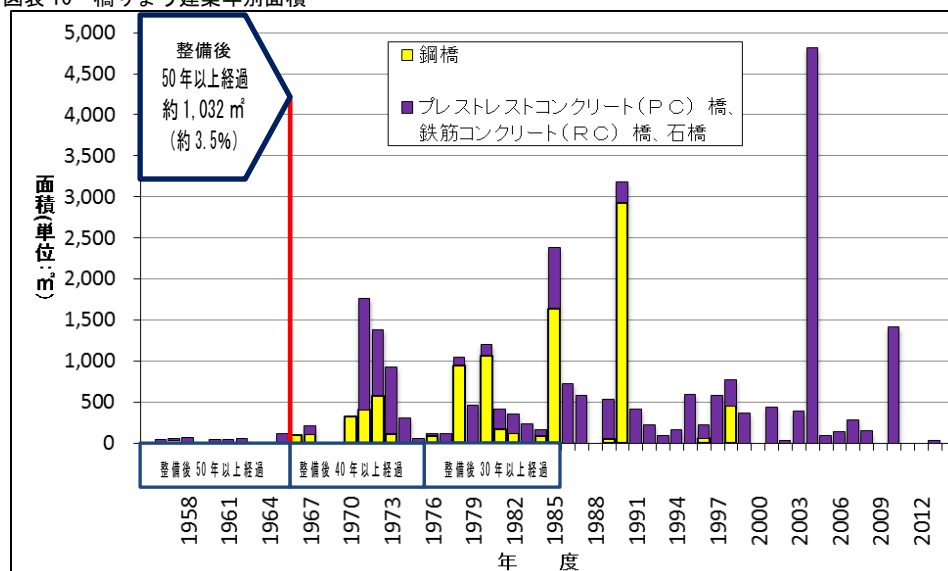
道路

本市が管理する道路は、5,840 路線で、道路実延長 1,589.7 km、道路敷面積 8,146,428 m²となっています。このうち、幹線 1 級市道（国土交通省道路区分 6：いわゆる主要幹線道路）は面積ベースで 10.3%、幹線 2 級市道（同区分 7：その他の幹線道路）は 9.9%、その他の市道（同区分 8：生活道路）は 79.7%、自歩道は 0.1% であり、市道の多くは生活道路となっています。

橋りょう（参考：川越市橋りょう長寿命化修繕計画）

本市が管理する橋りょうは、615 橋（横断歩道橋を除く。）あり、その約 8 割は鉄筋コンクリート（RC）橋となっています。架橋年が不詳又は 1970 年代から 1980 年代に架橋されたものが多数存在しています（図表 10）。

図表 10 橋りょう建築年別面積



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日は、2014（平成 26）年 4 月 1 日とし、架橋年不詳の橋りょう 354 橋（面積：8,662 m²）は除いています。

河川関連施設

入間川及び小畔川（⁶一級河川）の流出部に古谷上排水機場、古川排水機場、天の川排水機場の 3 施設を整備しています。天の川排水機場は築 30 年が経過し、老朽化が進んでいます。

⁷内水排除ポンプ場は、新河岸川に 11 施設、入間川に 1 施設を整備しています。

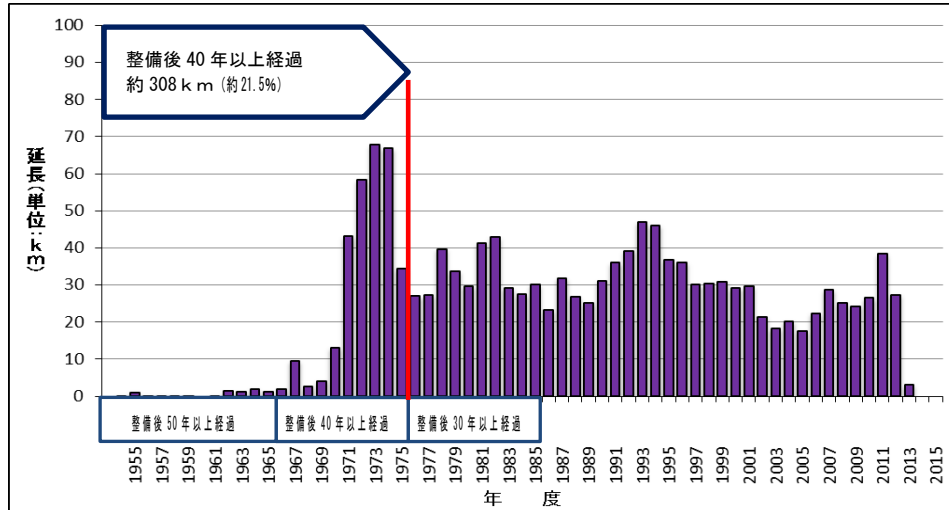
⁶ 一級河川：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定したもの。市内では、荒川、入間川、小畔川、新河岸川及び不老川がある。

⁷ 内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

上水道（参考：川越市水道ビジョン、川越市上下水道事業中期経営計画）

2013（平成 25）年度末における水道普及率は 99.9%で、配水管の総延長は 1,447 kmに及んでいます。1970 年代前半に大量に整備した配水管が、整備後 40 年以上経過しています（図表 11）。

図表 11 上水道（配水管）整備年別延長



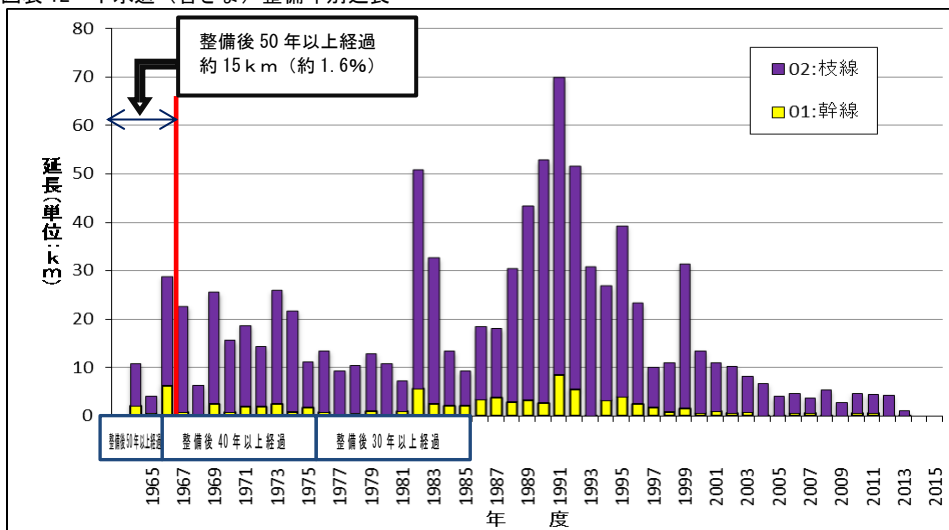
川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日は、2014（平成 26）年 4 月 1 日とし、建築年不詳の配水管（10.5 km）は除いています。

下水道（参考：川越市上下水道事業中期経営計画）

2013（平成 25）年度末における下水道普及率は 85.2%となっており、整備した管きよ（民間が整備し、後に市に移管したものを含む。）の総延長は 1,166 kmに及んでいます。1990 年代前半が整備のピークとなっています（図表 12）。

図表 12 下水道（管きよ）整備年別延長



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日は、2014（平成 26）年 4 月 1 日とし、建築年不詳の管きよ（幹線：29.2 km、枝線：218.1 km）は除いています。

第3章 人口と財政の将来見通し

1 人口の推移と将来推計

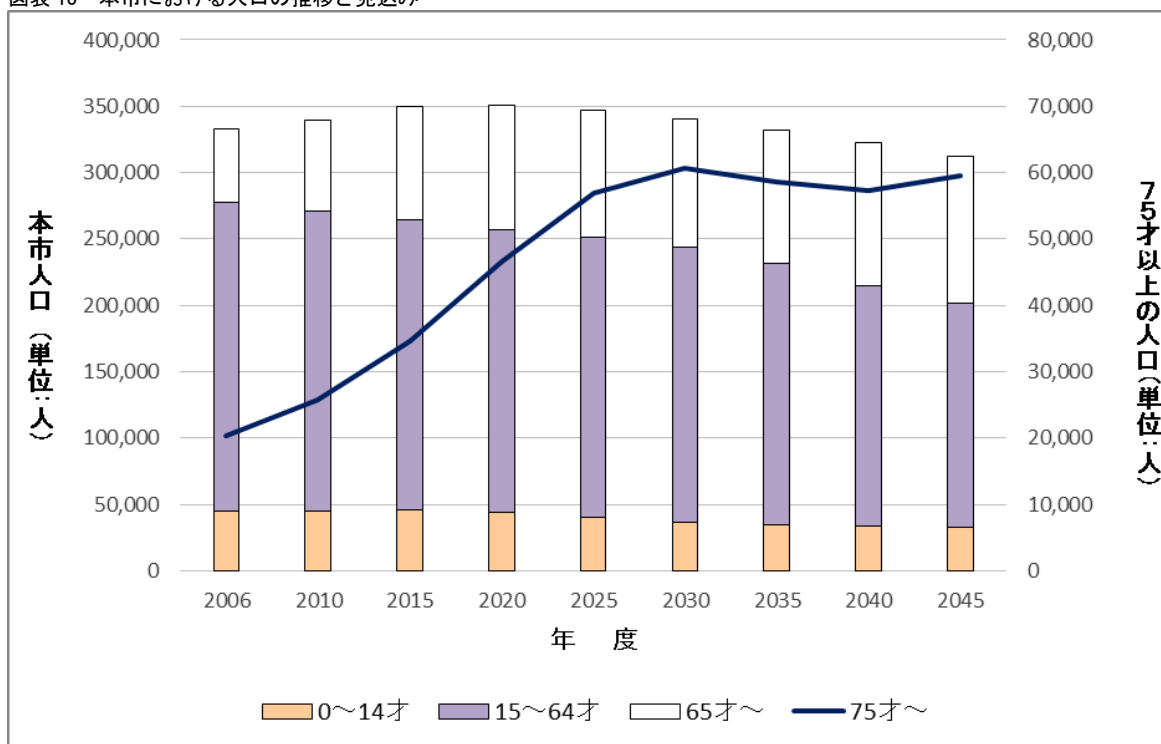
国の総人口は、2008（平成 20）年をピークに減少傾向が続き、2012（平成 24）年 1 月の国立社会保障・人口問題研究所の全国人口推計では、2048（平成 60）年には 1 億人を割って 9,913 万人になると見込まれています。

本市の人口は、隣接する 9 村と合併した 1955（昭和 30）年時点ではおよそ 10 万人でしたが、1990（平成 2）年に 30 万人を超えました。1955 年から 2010 年（昭和 30 年から平成 22 年）までの 55 年間に人口は、およそ 3.3 倍に増えています。

また、2015（平成 27）年 8 月には 35 万人に達しましたが、本市の推計では、2018（平成 30）年をピークに減少すると見込まれており、年少人口（0～14 才）、生産年齢人口（15～64 才）の減少と高齢者人口（65 才以上）の増加は特に顕著になっています（図表 13）。

2015（平成 27）年と 2045（平成 57）年の対比で、総人口約 10.7%減に対して、年少人口は約 28.8%減、生産年齢人口は約 22.9%減、高齢者人口は約 30.3%増（75 歳以上の人口は約 72.5%増）となっており、人口減少、少子高齢化が一層進むものと予測されています。

図表 13 本市における人口の推移と見込み



（出典）川越市住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

* 2016（平成 28）年以降は市推計

2 財政状況

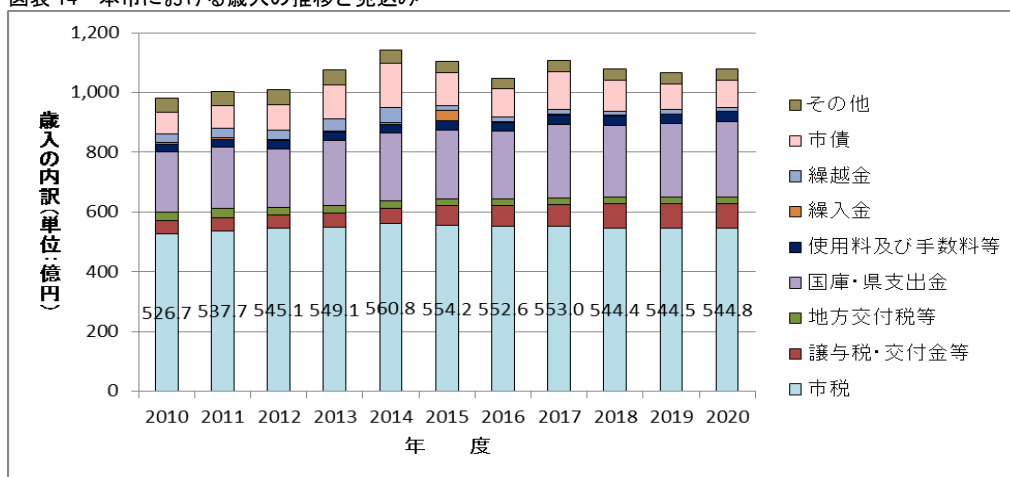
(1) 歳入と歳出の見込み

歳入の根幹となる市税収入については、生産年齢人口の減少などの要因から、ほぼ横ばい又は減少すると見込まれます（図表 14）。

歳出については、⁸扶助費の増加が顕著になっています。今後は、少子高齢化が進展することを踏まえると、更に扶助費が増加すると見込まれます（図表 15）。

また、公共施設等の整備に用いる⁹投資的経費は、公共施設の新規建設などにより増加傾向にあり、財政の見込みにおいては、歳入と歳出のかい離額が大きくなっています。

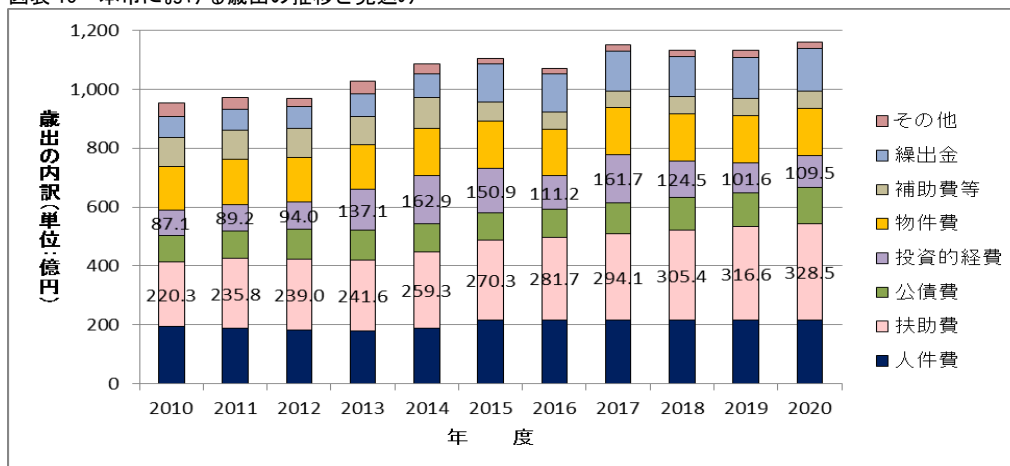
図表 14 本市における歳入の推移と見込み



(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

* 百万円以下は四捨五入しています。

図表 15 本市における歳出の推移と見込み



(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

* 百万円以下は四捨五入しています。

⁸ 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費。

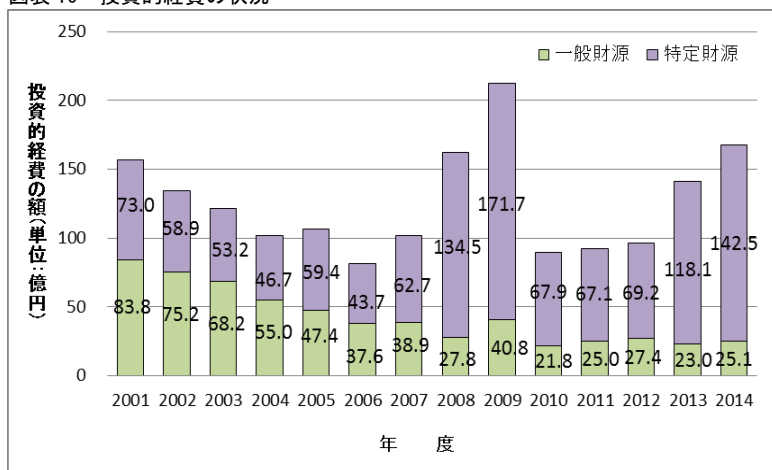
⁹ 投資的経費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新增設事業を行う際の経費などのこと。

(2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化

投資的経費における¹⁰一般財源は、減少傾向にあり、2014（平成 26）年度は 25 億円まで減少し、¹¹特定財源が一般財源を大きく上回っています（図表 16）。

また、¹²経常収支比率及び¹³公債費負担比率は、上昇傾向にあり、厳しい財政状況であるといえます（図表 17）。なお、平成 27 年度川越市中期財政計画では、2020（平成 32 年）度の公債費負担比率が 17%になると見込んでいます。

図表 16 投資的経費の状況

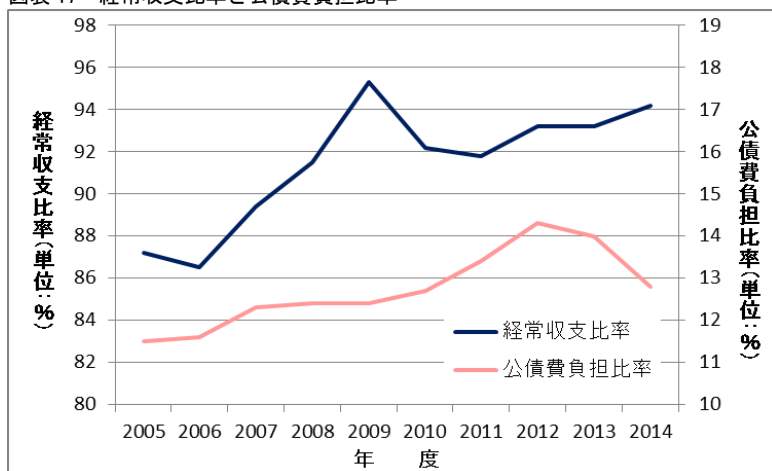


(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

* 決算カード（¹⁴普通会計ベース）に基づき作成し、百万円以下は四捨五入しています。

* 平成 27 年度川越市中期財政計画は一般会計ベースで作成しているため、図 14 の投資的経費の額と一致しません。

図表 17 経常収支比率と公債費負担比率



(出典) 平成 27 年度川越市中期財政計画

¹⁰ 一般財源：市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。

¹¹ 特定財源：国県支出金や市債など財源の使いみちが特定されているもの。

¹² 経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75～80%は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされている。

¹³ 公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされている。

¹⁴ 普通会計：地方自治体間の財政比較等を行うため、一般会計を中心に特別会計の一部を加えた会計区分。川越市の普通会計は、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の3つが対象である。

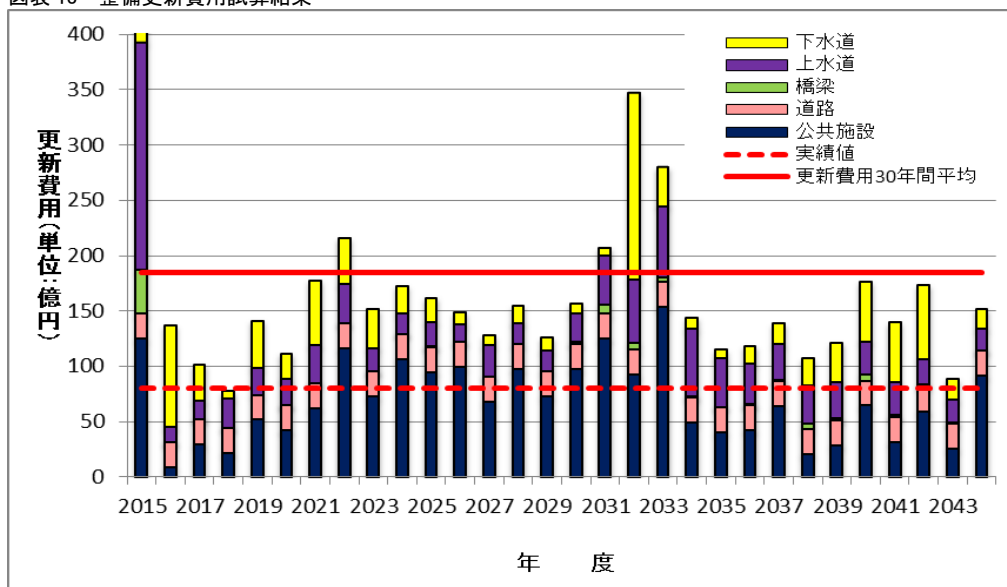
3 将来の更新費用の見通し

将来の更新費用を、東洋大学¹⁵ PPP 研究センターから提供されたソフトを用いて、現在と同じ床面積や延長、構造で、耐用年数を経過した時点で更新することとして、2015（平成 27）年から 2044（平成 55）年までの 30 年間で試算しました。

試算の結果、公共施設等の更新費用は、小学校や中学校の建替えなどにより 2020 年代から 2030 年代前半にかけて、更新のピークを迎えますが、その後はやや低い水準となります（図表 18）。1 年あたり約 184 億円が必要ですが、事業費ベースの実績値と比較すると、1 年あたり約 116 億円不足しています（図表 19）。

今後は、人口減少などの社会情勢の変化もあり、整備更新に充てることのできる財源も少なくなることが考えられるため、更新費用を予算の範囲内に収めることができるよう、取組を進めていく必要があります。

図表 18 整備更新費用試算結果



* 道路、橋りょう、河川、上水道及び下水道関連施設に関する庁舎などの建物は公共施設に含めて試算し、市が保有する歴史的建築物は除いています。

図表 19 試算結果と事業費ベースの実績値との比較

(単位：億円)

種類	更新費用	更新費用	実績値	差額（不足額）
	30年間	年平均		
公共施設	2,047.2	68.2	17.7	50.5
道路	678.6	22.6	8.0	14.6
橋りょう	83.1	2.8	0.6	2.2
上水道	1,092.8	36.4	22.9	13.5
下水道	1,625.9	54.2	19.0	35.2
合計	5,527.6	184.2	68.2	116.0

* 百万円以下は四捨五入しています。

* 河川関連施設（排水機場）に関する投資的経費は、対象とした期間の実績額が少額であったため、記載していません。

¹⁵ PPP: Public Private Partnership の略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

将来の更新費用の試算条件

耐用年数と更新単価	公共施設	★耐用年数	木造(W造)	24年
			その他非木造	22年
			鉄筋コンクリート造(RC造)	50年
			鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)	50年
			プレストレストコンクリート造(PC造)	50年
			鉄骨造(S造)	38年
			軽量鉄骨造(LGS造)	22年
			ブロック造	41年
	★更新単価	市民文化系、社会教育系、行政系施設 40万円/㎡ スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設 36万円/㎡ 学校教育系、子育て支援施設等:33万円/㎡ 公営住宅:28万円/㎡ ※インフラ施設の庁舎等の建物についても、更新単価は上記と同様。		
	道路	★耐用年数:15年 ★更新単価 一般道路 4,700円/㎡、自転車歩行者道 2,700円/㎡		
橋りょう	★耐用年数:60年 ★更新単価 鉄筋コンクリート(RC)橋、プレストレストコンクリート(PC)橋 425千円/㎡ 鋼橋 500千円/㎡ ※年度が不明な場合は一律448千円/㎡			
上水道	★耐用年数:40年(法定耐用年数) ★更新単価 導水管、送水管(管径300mm未満) 100千円/m (管径300mm以上) 114千円/m 配水管(管径150mm未満) 97千円/m (管径200mm以上) 100千円/m			
下水道	★耐用年数:50年(法定耐用年数) ★更新単価 コンクリート管、塩ビ管等 124千円/m(更生工法を想定) 更生管 134千円/m(敷設替えを想定)			

実績値の精査

実績値は、過去に公共施設等の整備更新にかけられた事業費ベースの経費のことで、投資的経費の詳細が把握できた2010(平成22)年度から2013(平成25)年度までの過去4年分の資料から、設備の維持管理費などを除いた項目を積算し算出しています。

種類	実績値	試算方法
公共施設	17.7億円	2010(平成22)年度から2013(平成25)年度の投資的経費のうち、更新や新設、改修に係る金額の平均値
道路	8.0億円	
橋りょう	0.6億円	
上水道	22.9億円	2010(平成22)年度から2013(平成25)年度の資本的支出のうち、「建設改良費」の金額平均値
下水道	19.0億円	2010(平成22)年度から2013(平成25)年度の資本的支出のうち、「建設改良費(流域下水道費を除く)」の金額平均値

* 上水道及び下水道は、平成25年度水道事業年報及び下水道事業年報により作成し、百万円以下は四捨五入しています。
* 河川関連施設(排水機場)に関する投資的経費は、対象とした期間の実績額が少額であったため、記載していません。

第4章 現状から分かる課題

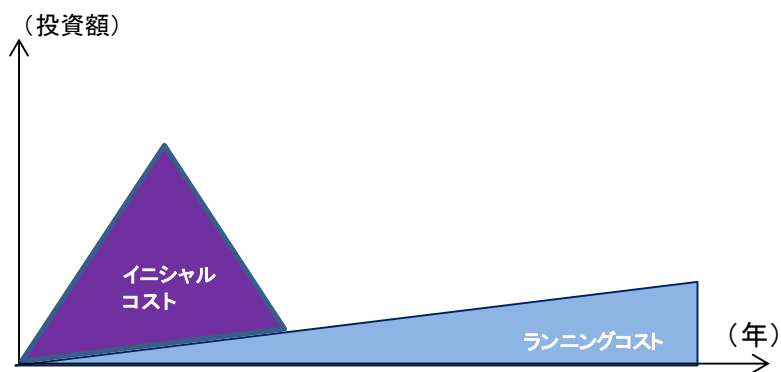
1 財源の確保と有効活用

多くの公共施設等が建築された当時は、現在と社会情勢や財政構造が異なっており、扶助費などの義務的経費や地方債残高がそれほど多くはなかったため、投資的経費の捻出が可能であったと推測されます。現在は、財政の硬直化が進んでおり、今までのように公共施設等を建設することは不可能です。そのため、計画的に必要な財源を確保する方策を検討することが必要です。

本市は、1970年代前半から1980年代前半にかけて多くの公共施設を建築し、床面積で約64%が建築後30年以上経過しています。仮にしゅん工の50年後に更新を行うとすると、2020年代から2030年代前半に更新時期が集中し、これに対応するための財源は大きく不足すると見込まれます。時代に合った施設の在り方を検討するとともに、現在の財政状況を踏まえた公共施設の整備を考えていかなければなりません。

また、公共施設等は、建設時の費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持・管理のために継続的な費用（ランニングコスト）がかかります。ランニングコストは、施設の老朽化が進行するにつれて増大し、建設費用よりも多額の費用がかかる場合があることにも留意する必要があります（図表20）。そのため、イニシャルコストだけでなく¹⁶ライフサイクルコストの縮減も同時に進めることが重要です。

図表20 公共施設等に係る費用のイメージ図



川越市社会資本マネジメント課作成

課題に関する基本的な認識

- ・ 計画的に財源を確保するための方策の検討
- ・ 時代に合った施設の在り方の検討
- ・ 財政状況を踏まえた公共施設の整備
- ・ 限られた財源の重点配分
- ・ ライフサイクルコストの縮減

¹⁶ ライフサイクルコスト（LCC）：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）に必要な経費の合計額をいう。

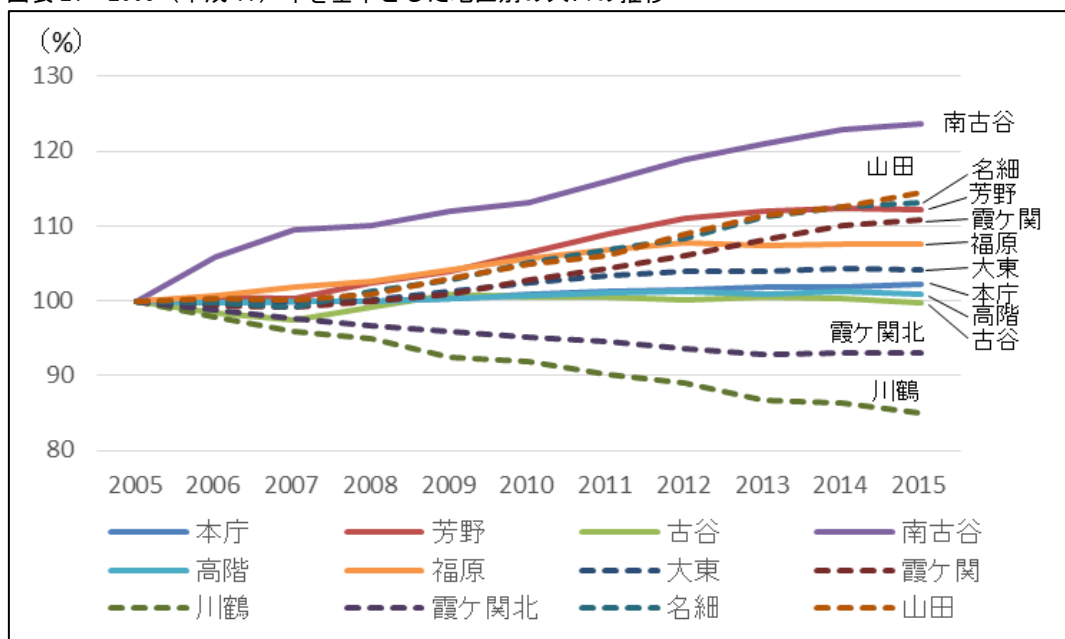
2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供

本市は、人口が急増する1970年代前半から1980年代前半にかけて市民に適正なサービスを提供するために公共施設等を積極的に整備してきました。本市の推計では、2018（平成30）年をピークに人口減少局面を迎えると見込まれ、年少人口及び生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加がより顕著になり、市民ニーズも変化していくと考えられます。そのため、社会情勢や人口減少によって生じると考えられる余剰スペースを別の機能で利用するなど、変化する市民ニーズに適切に対応することが必要です。

また、本市の人口を地区別にみると、既に人口が減少している地区があるなど、求められる行政サービスが地区によって異なるものと考えられます（図表21）。

今後は、それぞれの地区の人口動態と市民ニーズの変化を的確に把握し、民間資源を積極的に活用するなど、より効率的で効果的な行政サービスを検討することが重要です。

図表21 2005（平成17）年を基準とした地区別の人口の推移



(出典) 川越市人口ビジョン

課題に関する基本的な認識

- ・ 既存ストックの有効活用
- ・ 各地区の人口動態と市民ニーズの適切な把握
- ・ 民間資源の活用
- ・ より効率的で効果的な行政サービスの検討

3 公共施設等の老朽化への対応

公共施設等は、適切に維持・管理することによって、長期にわたり安全に利用することが可能になります。今後も維持する施設等については、日頃から適切な維持・管理を行い、できる限り長く使い続けることや有効活用を図る取組が重要です。

また、適切な維持・管理を行う際には、所在地や規模などの諸元、利用状況、運営コスト及び点検・診断などの情報が正しく把握されていなければなりません。現在、整備を進めている¹⁷固定資産台帳や複式簿記などを踏まえた新しい公会計に基づくデータの活用は、公共施設等に係る経費（コスト）や資産（ストック）の適切な把握を可能にし、限られた財源を重点的にどう配分していくのかを決める判断基準としても活用できると考えられます。

公共施設等に関する情報を一元的に管理し、利活用することは、財政の透明性を高め、議会や市民に対する説明責任をより適切に果たすことにつながります。公共施設等を所管している部署と連携を図り、共通認識のもと、本管理計画の取組を全庁的に推進する体制を整えることが必要です。

単式簿記・複式簿記と現金主義会計・発生主義会計

単式簿記 取引を現金の収入や支出として一面的に記載する方法

複式簿記 取引を借方と貸方に分けて二面的に記載する方法

現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理

発生主義会計 経済事象の発生に着目した会計処理



☆「単式簿記」に加えて「複式簿記」を採り入れることで、資産などのストック情報が見える化

☆「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費や退職手当引当金などのコスト情報が見える化

課題に関する基本的な認識

- ・ 長期の利用を可能にする適切な維持・管理
- ・ 正しい情報の把握と一元管理
- ・ 全庁的な取組の推進

¹⁷ 固定資産台帳：固定資産を、その取得から除却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿

第5章 マネジメントに関する

基本方針

1 基本方針

本市が所有し、管理する公共施設等は、国や県からの補助金も含め、市民の方々が納める税金により整備されたものであり、公共施設等をマネジメントしていくうえで、市民の方々の理解が必要不可欠です。市が公共施設等の在り方を一方的に決めるのではなく、人口減少や人口構造の変化などによる市民ニーズに対応した公共施設等の在り方を市と市民の方々がともに考えていくことが重要です。

また、これからの公共施設等の在り方を考えるに当たっては、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設等の総量となるように配慮するとともに、民間活用や施設の多機能化などさまざまに工夫しながら、財政負担の軽減も図らなければいけません。

そのためには、全ての公共施設等を対象として、経営的な視点から効率的で効果的なマネジメントを実施することが求められています。

2014（平成 26）年度に「川越市の公共施設・インフラに関するアンケート調査」を行ったところ、公共施設については、複合化や多機能化を図り、民間施設も含め、既存ストックを有効に活用していくことに積極的な意見が多く、サービス水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

インフラ施設についても、一部の廃止や長寿命化、維持・管理の民間委託に積極的な意見が多く、サービスの水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

必要不可欠なサービスを今後も継続して市民の方々に提供していくために、基本方針を次のとおり定めます。

☆基本方針☆

基本方針 1

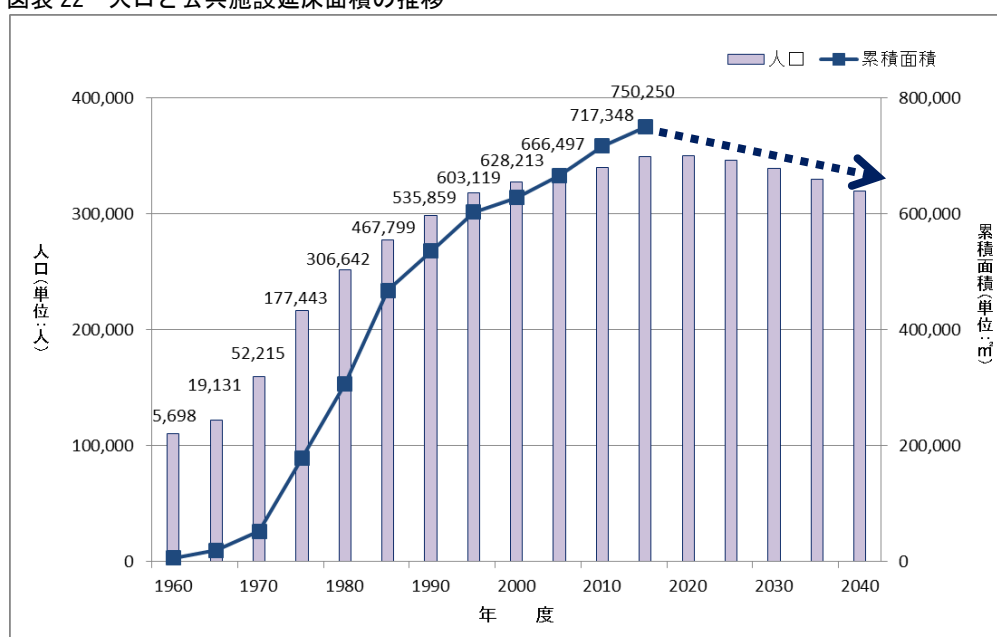
施設総量の適正化

①人口減少社会を見据えた施設総量の実現

人口減少社会を踏まえて将来のニーズなどを考慮した結果、必要と判断された施設は、現在の施設総量の範囲内で本管理計画の趣旨に沿った手法を用いた上で、新規建設や整備更新を行うことで、施設総量の適正化を図ります。

また、インフラ施設は、本管理計画の趣旨を踏まえて事業を進めます。

図表 22 人口と公共施設延床面積の推移



川越市社会資本マネジメント課作成

* 基準日：2015（平成 27）年 4 月 1 日（建設年不詳の施設は除き、面積は小数点以下四捨五入。）

* 人口については、2015（平成 27）年までは実績、2016（平成 28）年以降は予測により作成

②¹⁸複合化・¹⁹多機能化などの整備更新方策の推進

必要な施設の更新に当たっては、単独で建替えるのではなく、施設の複合化・多機能化を基本とし、適正規模での施設の更新を進めます。

また、²⁰共有化、²¹広域化や施設によらないサービス提供（²²ソフト化）について検討します。

¹⁸ 複合化：複数ある施設を統合すること。

¹⁹ 多機能化：施設の機能を単機能ではなく、高機能・多機能にすること。

²⁰ 共有化：各施設が持つ同様の機能を共有して利用すること。

²¹ 広域化：周辺の自治体、国、県と共同で施設運営を行うこと。

²² ソフト化：民間サービスなどの活用によりサービス機能は維持したうえで、施設（ハード）は廃止すること。

基本方針 2

適切な維持・管理による安全の確保

①点検・診断の実施

安全の確保を第一に考え、公共施設等の特性や整備後の経過年数などを踏まえて、継続的に点検・診断を実施します。

②耐震化の実施（参考：『改定川越市建築物耐震改修促進計画』）

今後予想される地震災害に対して市民の安全を確保するため、本市が保有する公共施設等の耐震化に努めます。

③²³長寿命化の推進

改修や建替の優先順位を整理するとともに、従来の²⁴事後保全ではなく、²⁵予防保全に努め、老朽化の状況や将来の用途の見通しなどを考慮して、各施設の状況を踏まえた長寿命化を図ります。

基本方針 3

整備更新費用の確保と受益者負担の適正化

①²⁶公的不動産（PRE）の有効活用（参考：『川越市公有地利活用指針及び計画』）

統廃合などにより利用する見込みのない公共施設等は解体撤去し、その土地は積極的に貸付や売却を行うなど、整備更新に必要な財源の確保を図ります。

②基金の設置

将来の財政需要に対応するため、公的不動産（PRE）の有効活用により生じた収益を積み立てるなど、公共施設の整備更新に充当するための基金を設置し、中長期的な視点で運用を行います。

③補助金や地方債の活用

公共施設等の整備更新や解体撤去については、国などの補助金を積極的に活用するとともに、老朽化対策を推進するために創設された地方債（「公共施設最適化事業債」や「地域活性化事業債」、「公共施設の除却に係る地方債」など）の活用も検討します。

④受益者負担の適正化（参考：『公の施設の使用料設定にあたっての基本方針』）

公共施設等の使用料は、公平で適正な負担となるように見直しを図ります。

²³ 長寿命化：適切なメンテナンスを行い、躯体や設備を健全な状態に保ち、建物を将来にわたり長く使い続けること。

²⁴ 事後保全：構造物や建築物が損傷した後に損傷箇所の補修・修理を行うこと。

²⁵ 予防保全：構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行うこと。

²⁶ 公的不動産（PRE）：Public Real Estateの略。地方公共団体などが保有する各種の不動産のこと。

基本方針 4

公民連携（PPP）の推進

- ①管理・運営手法の見直しによるサービスの向上（参考：『民間委託等の推進に関する指針、PFI活用に関する基本指針』）

民間事業者のノウハウを活用するため、民間委託や指定管理者制度、²⁷PFIの導入を進めるとともに、ライフサイクルコストを意識した無駄のない効率的な管理運営を進めます。

- ②民間委託手法の検討

民間提案制度を設けるなど、厳しい財政状況の中でも公共施設等の整備更新などが可能になる方法を検討します。

基本方針 5

計画的な推進を図るためのしくみづくり

- ①公共施設等に係る優先順位の決定

公共施設等の整備更新を全庁的に推進するため、個別施設計画に沿った優先度に基づき、効率的な予算配分を行います。

- ②施設情報の一元化と利活用

公共施設等の情報（諸元、利用状況、運営コスト、点検・診断などの情報）を一元的に管理し、活用することで、適正なマネジメントサイクルを確立します。

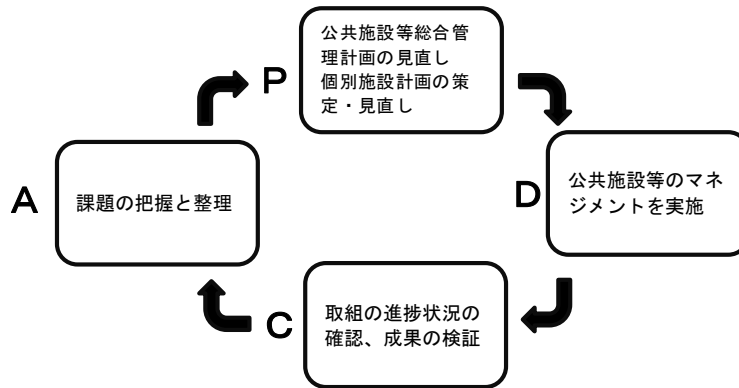
- ③モデル事業の実施

ソフト化、複合化や多機能化など、さまざまな手法によるモデル事業を実施し、これらの効果を踏まえて、他の施設での取組を効果的に進めます。

²⁷ PFI：Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持・管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的にサービスを提供する手法。

④フォローアップの実施

P D C A サイクルに基づき、取組の進捗状況を客観的に検証します。

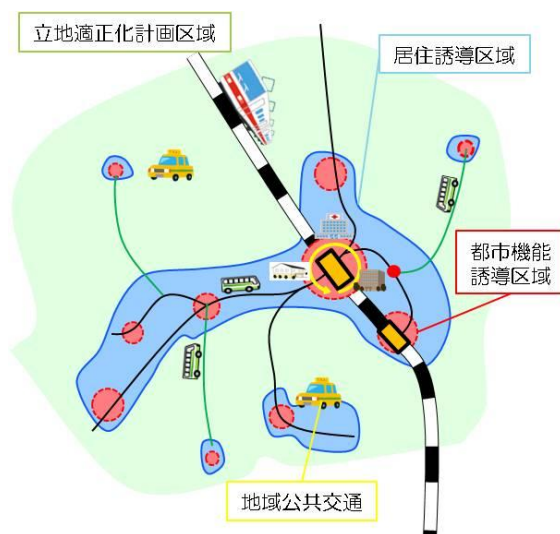


⑤関連計画との連携

限られた財源を効率的に効果的に活用するためには、社会資本マネジメントの取組を全庁的な取組とする必要があります。現在策定を進めている立地適正化計画など、本管理計画と関連する計画との連携を図ります。

立地適正化計画

高齢化や人口減少が進む中、高齢者や子育て世代などが安心して快適に生活できる環境を実現するため、公共交通の利便性の高いエリアなどに、日常生活に必要な医療・福祉施設や商業施設などの都市機能やこれらの施設を利用する住民を誘導し、各エリアが公共交通でネットワークとして結ばれている都市構造（多極ネットワーク型コンパクトシティ）を目指すことにより、持続可能な都市経営を実現しようとするものです。



(出典) 国土交通省ホームページ

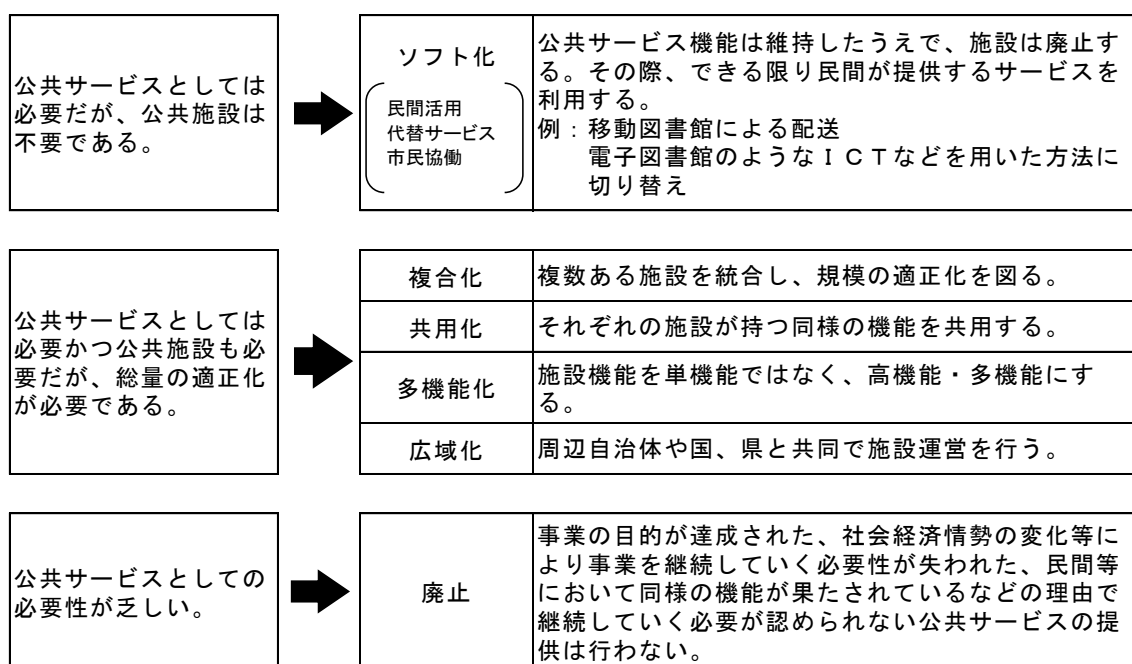
2 マネジメントの手法

(1) 公共施設のマネジメントの進め方

公共施設は、学校やホールなど特定の施設類型ごとに提供されているサービスの必要性、民間での代替可能性、利用者の範囲などを考慮して、種類別基準（ソフト化、複合化、多機能化など）の対策を割り当てます。

種類別基準による判断の結果、今後とも維持する公共施設に対して、長寿命化、PFI など共通に活用できる対策を検討します。

STEP 1：公共施設の種類別基準



※上記を検討した結果、単独で更新することもあります。

STEP 2：公共施設の横断的基準

今後も維持するとされた施設をできる限り長く利用するため、長寿命化を検討します。

長寿命化	適切な修繕や大規模改修を行い、施設の躯体や設備などを健全な状態にするとともに、建物を将来にわたり長く使い続ける。
------	--



さらに次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

P F I ・ 指定管理者	P F I や指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
---------------	---

包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
--------	--

エネルギー マネジメント	公共施設に太陽光発電設備の設置を進めるなど、光熱水費を削減し、施設の使用エネルギーを効率化する。
-----------------	--

スペース マネジメント	会議室の集約、文書管理の工夫などにより、庁舎等のスペースを効率的に利用できるようにして、施設効用を高める。
----------------	---

利用者負担の見直し	施設利用区分や施設利用料を見直す。
-----------	-------------------

取組で生じる余剰不動産については、「用途変更」や「民間企業等への貸付や売却」などにより、利活用を図ります。

これらの手法を積極的に活用し、施設効用を最大化し、財政負担を軽減する。

※ ただし、主として設備の機能に基づく公共サービスを提供している施設であって統合、複合化、共用化、多機能化のような方策を行うことが難しい施設については、効率的・効果的な運用となるよう工夫し、運用コストの低減を図るとともに、計画的な修繕や改修による長寿命化を行い、更新費用の平準化やライフサイクルコストの低減を図ります。

(2) インフラ施設のマネジメントの進め方

インフラ施設は、長寿命化を前提に、事後保全から予防保全に切り替えます。なお、インフラ施設は公共施設と同じように扱うことが難しいため、本管理計画の趣旨を踏まえて事業を進めます。

また、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的被害（重要度）の大小から分類し、予防保全の対応を変化させるリスクベースメンテナンス（RBM）や²⁸合併処理浄化槽による生活排水の処理などインフラ施設を用いない方法、あるいは、人口減少などの社会情勢を踏まえたコンパクトなまちづくりによってインフラ施設の総量を縮減する方法などを用いることによって、サービスの提供を維持していく視点も重要です。

種類別基準による判断の結果、今後とも維持するインフラ施設に対して、PFIや包括民間委託など共通に活用できる対策（横断的基準）を検討します。

STEP 1：インフラ施設の種類別基準

公共サービスとしては必要かつ従来のインフラ施設も必要で総量も大幅に削減できない。	➡	予防保全	構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行う。
公共サービスとして必要かつ従来のインフラ施設も必要だが、総量の適正化が必要である。	➡	ダウンサイジング	過剰感があるインフラの規模を縮小し、更新する。
公共サービスとしては必要だが、従来のインフラ施設がなくても、公共サービスの提供は可能である。	➡	分散処理	ネットワーク型インフラ施設から分散処理型インフラ施設に切り替える。 例：合併処理浄化槽の利用
		移転	人が動くことで必要とするインフラ施設の総量を縮減する。 例：コンパクトシティ
公共サービスとしての必要性が乏しい。	➡	廃止	継続していく必要が認められない公共サービスの提供は行わない。

STEP 2：インフラ施設の横断的基準

次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

PFI・指定管理者	PFIや指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
利用者負担の見直し	料金の見直しを行う。

²⁸ 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れを約8分の1に減らすことができる。

第6章 施設類型別の マネジメント方針

施設類型別のマネジメント方針

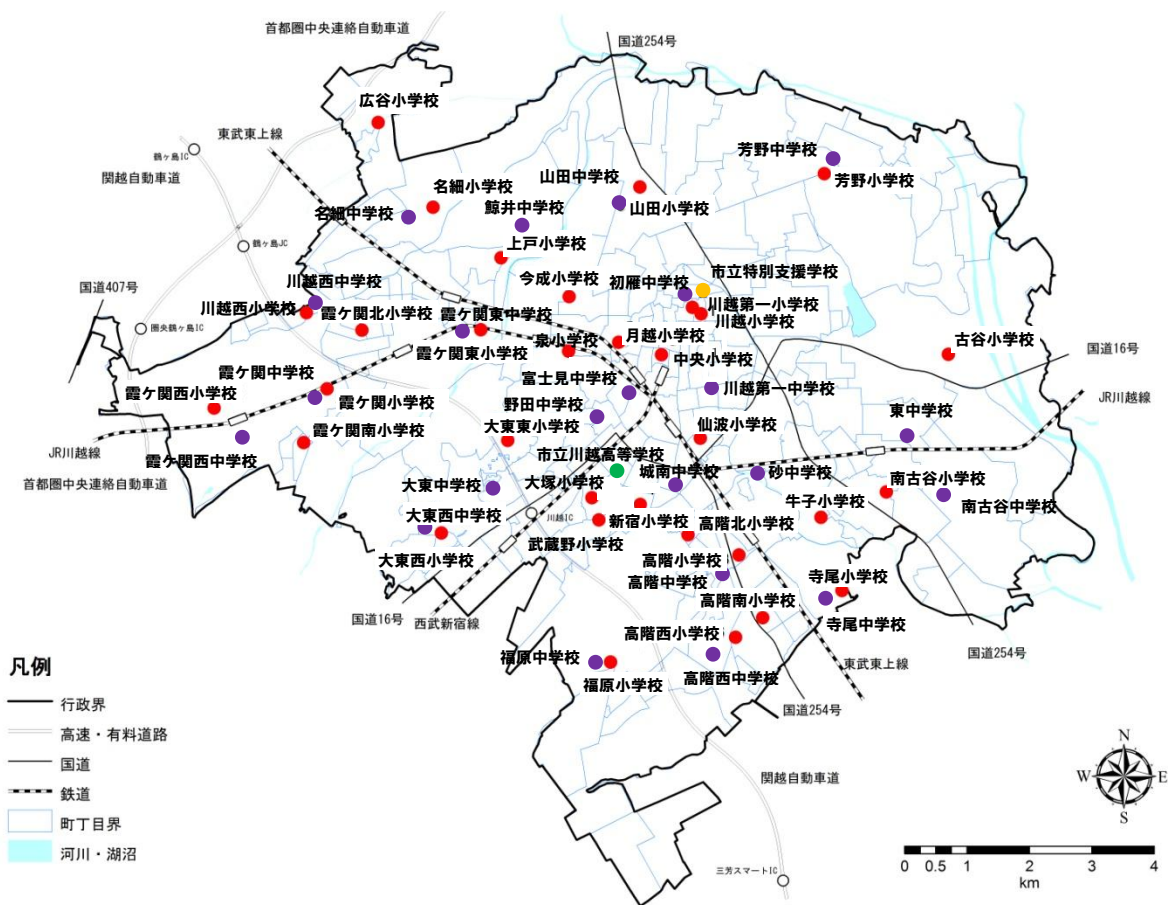
前章までで確認したように、将来においても現状の公共施設等の規模を維持することは、大変難しいものであると考えます。

また、人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化、市民ニーズの変化、厳しい財政状況などに対応し、サービスを提供し続けるためには、さまざまに工夫しながら、効率的で効果的な公共施設等の更新や統廃合、長寿命化などに計画的に取り組まなければなりません。

第6章では、川越市公共施設マネジメント白書や、第2章から第4章までで確認した公共施設等の現状や課題などを踏まえて、第5章のマネジメントの進め方に当てはめて、施設類型別に基本的なマネジメントの方針を整理します。

なお、歴史的建築物及び一部の賃貸物件を除き、個別施設計画を策定します。

1 学校教育施設



施設概要		個別施設
小学校	川越第一小学校 ほか 31 施設	本庁地区：8 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：2 施設、高階地区：5 施設、福原地区：1 施設 大東地区：4 施設、霞ヶ関地区：4 施設、霞ヶ関北地区：1 施設 川鶴地区：1 施設、名細地区：3 施設、山田地区：1 施設
中学校	川越第一中学校 ほか 21 施設	本庁地区：5 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：1 施設、高階地区：4 施設、福原地区：1 施設 大東地区：2 施設、霞ヶ関地区：3 施設、川鶴地区：1 施設 名細地区：2 施設、山田地区：1 施設
高等学校	市立川越高等学校	本庁地区：1 施設
特別支援学校	市立特別支援学校	本庁地区：1 施設

施設の現状

【小学校・中学校】

小・中学校は、施設類型別に見ると、本市が保有する最大面積の施設であり、小学校は 32 施設、中学校は 22 施設が設置されています。

2015（平成 27）年に行った本市の人口推計によると、7～15 歳の人口は、2021（平成 33）年にピーク（27,862 人）を迎えた後、減少に転じ、2028（平成 40）年には 2 万 5 千人を下回る見込みです。

一部の小・中学校（月越小学校、霞ヶ関北小学校、高階西中学校及び大東西中学校）以外は、いずれも築 30 年以上が経過していますが、2012（平成 24）年には、耐震補強が必要な全ての小・中学校の耐震化が完了しています。

そのため、現在は、校舎や体育館の大規模改造工事やトイレの改修を、順次行っています。

また、高階北小学校、霞ヶ関小学校、霞ヶ関東小学校及び霞ヶ関北小学校は、市民センターや公民館などとの複合施設となっています。

2015（平成 27）年 11 月に公表された「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書では、学習施設の高機能化や多機能化、多様な世代との交流及び学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化など複合化のための基本的な考え方が示されています。

【高等学校】

市立高等学校は、1 施設が設置されており、市内で 2 番目に面積が広い公共施設です。

2014（平成 26）年 4 月 1 日現在、全日制の市立高等学校は、中核市では 43 市中 25 市、埼玉県内人口 20 万人以上市では 9 市中 3 市（さいたま市で 4 施設、川口市で 3 施設）で設置されています。

【特別支援学校】

市立特別支援学校は、高校生を対象として、1 施設が設置されており、築 30 年以上経過しています。

2014（平成 26）年 4 月 1 日現在、市立特別支援学校は、中核市では 43 市中 11 市、埼玉県内人口 20 万人以上市では 9 市中 2 市（さいたま市で 2 施設）で設置されています。

マネジメント方針

【小学校・中学校】

- 活力ある学校づくりを進めるため、義務教育学校に係る国の施策や地域への影響などにも留意しながら、地域ごとの児童生徒数の推移に応じた学校の配置や学校規模の見直しなどについて検討します。
- 本市における公共施設の最適配置に向け、学校施設と他の公共施設との複合化について、今後の在り方を検討します。
- 全ての学校で耐震化は完了しているため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 学校施設を有効に活用するため、児童・生徒の安全性や利便性を十分に確保したうえで、学校図書館、体育施設の共用化を検討します。
- プールについては、近隣の民間施設の活用を検討します。

【高等学校】

- 県立高等学校における大規模改修の設計基本方針などにも留意しながら、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 本市の特徴を踏まえ、魅力ある学校づくりにより、施設の効用の向上を図るとともに、現在検討が進む審議会の動向に留意しながら、新たな教育需要に対応した施設整備の更新などについて検討します。

【特別支援学校】

- 計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 近隣施設の移転等の動向を踏まえ、狭あいな施設に係る課題の解決など、将来の在り方について検討します。

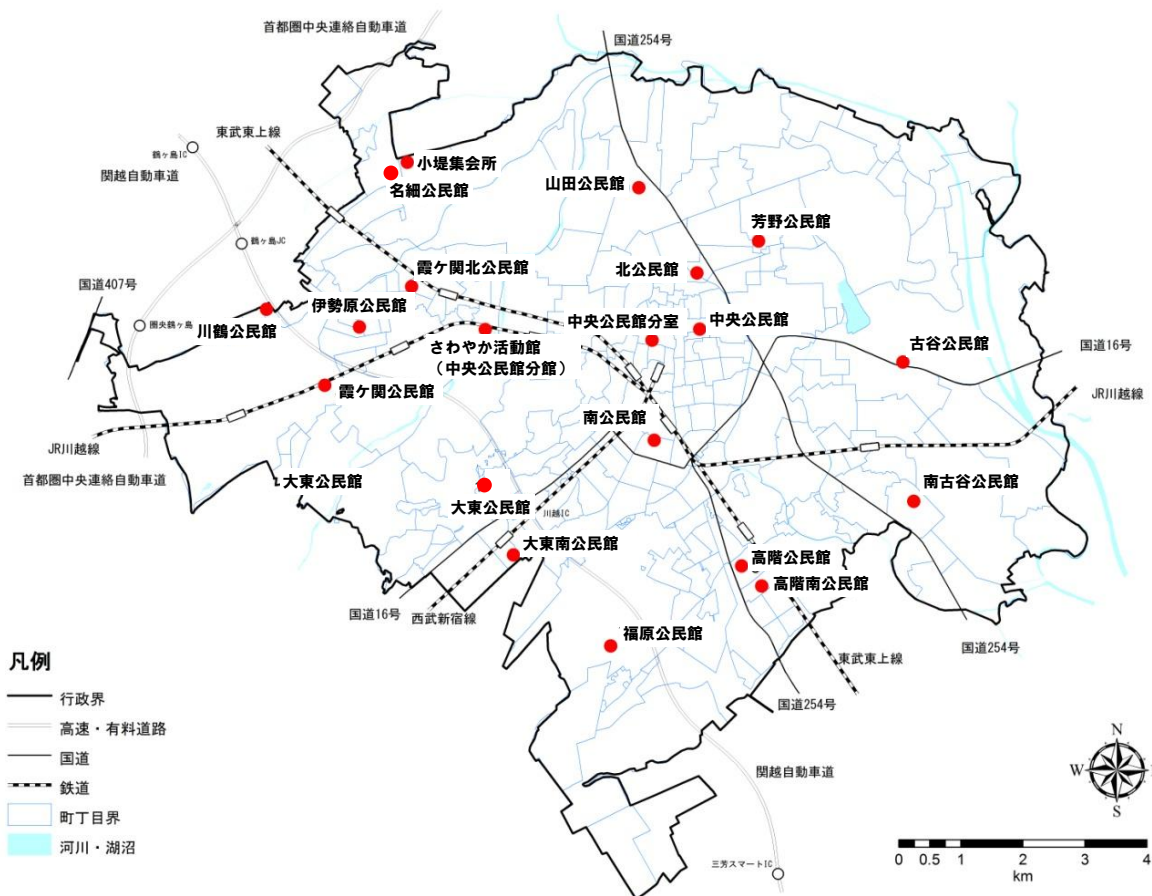
学校施設への多機能化の例



(出典) 文部科学省ホームページ

2 生涯学習施設

(1) 公民館・集会所



施設概要		
	個別施設	
公民館	中央公民館 ほか 16 施設	本庁地区：3 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：1 施設、高階地区：2 施設、福原地区：1 施設 大東地区：2 施設、霞ヶ関地区：1 施設、霞ヶ関北地区：2 施設 川鶴地区：1 施設、名細地区：1 施設、山田地区：1 施設
	中央公民館分室	本庁地区
	さわやか活動館 (中央公民館分館)	霞ヶ関地区
集会所	小堤集会所	名細地区

施設の現状

【公民館】

公民館（分室、分館を含む。）は、19 施設が設置されており、そのうち 12 施設が市民センターや学校などとの複合施設になっています。

また、全体の 6 割を超える 12 施設で築 30 年以上経過しており、中央公民館、古谷公民館、霞ヶ関公民館及び山田公民館は、既に耐震化が完了していますが、霞ヶ関北公民館は、新耐震基準の性能を満たしていません。

公民館は、社会教育法に基づくさまざまな講座を開催していますが、民間企業などによっても多様化するニーズに対応した講座を開催しています。

【集会所】

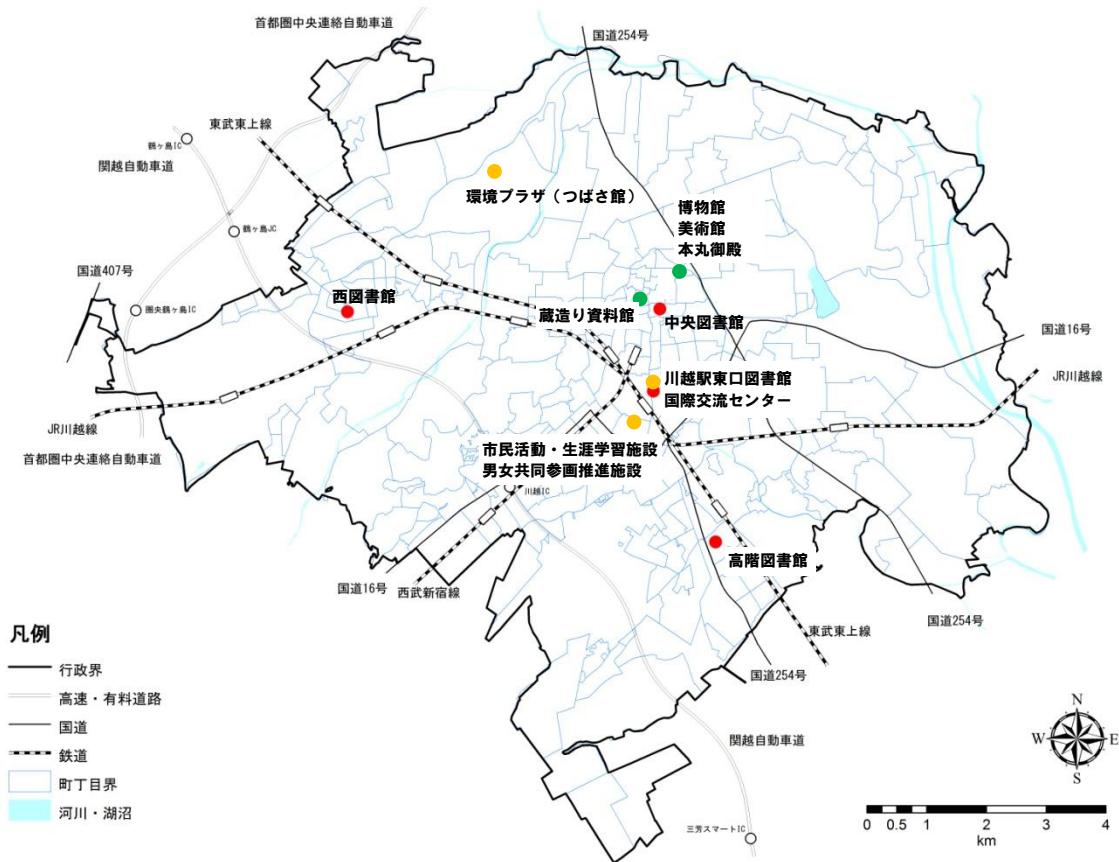
組織的社会教育活動を推進するため、1 施設が設置されています。

マネジメント方針

【公民館・集会所】

- 学校など周辺の公共施設と複合化を進めます。
- 地域の人口の変化を考慮し、規模や配置の最適化を図ります。
- 公民館で提供している講座などについて、必要性を検討し効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を検討します。
- 集会所は、設置の経緯や地域住民による集会活動、組織的教育活動の拠点として利用されていることなどにも配慮しつつ、社会状況の変化に応じた在り方を検討します。

(2) 図書館、学習施設、その他教育施設



施設概要		
	個別施設	
図書館	中央図書館 川越駅東口図書館 高階図書館 西図書館	本庁地区 本庁地区(クラッセ川越内) 高階地区(高階市民センター内) 霞ヶ関北地区
学習施設	国際交流センター 市民活動・生涯学習施設 男女共同参画推進施設 環境プラザ(つばさ館)	本庁地区(クラッセ川越内) 本庁地区 ²⁹ (ウェスタ川越内) 本庁地区(ウェスタ川越内) 名細地区
その他 教育施設	博物館 美術館 本丸御殿 蔵造り資料館	本庁地区 本庁地区 本庁地区 本庁地区

²⁹ ウェスタ川越：川越市、埼玉県、民間事業者により整備され、2015（平成 27）年春に川越駅西口にオープンした複合施設。

施設の現状

【図書館】

図書館は、4施設が設置されています。中央図書館以外の3館は分館であり、いずれも他の施設との複合施設になっています。なお、霞ヶ関南小学校に霞ヶ関南分室があります。

中央図書館は、築30年以上経過していますが、その他（霞ヶ関南分室は除く。）は、比較的新しい建物といえます。

【学習施設】

国際交流センターは、比較的新しい複合施設（クラッセ川越）に設置されています。

市民活動・生涯学習施設及び男女共同参画推進施設は、2015（平成27）年にオープンした複合施設（ウエスタ川越）に設置されています。

環境プラザ（つばさ館）は、³⁰循環型社会の形成及び³¹3Rの推進などの廃棄物処理全般の拠点施設で、資源化センターとともに開館しています。今後は、更に廃棄物や³²再生可能エネルギーなど環境についての情報発信を行うなど、施設をより有効に活用していくことが必要です。

【その他教育施設】

博物館及び美術館は、社会教育施設であり、学校教育との連携に重点を置いているため、無料の入館者が多数を占めています。なお、博物館の常設展示が、開館以来替えられていません。収集した資料の展示方法などさらなる工夫が必要です。

本丸御殿は、1967（昭和42）年に県指定文化財に指定されており、耐震化も完了しています。

蔵造り資料館は、築100年以上経過していることもあり、現在、耐震化を進めています。

³⁰ 循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

³¹ 3R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表している。Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することを表している。

³² 再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

マネジメント方針

【図書館】

- 図書館は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
また、将来的には、周辺の自治体との広域化、生涯学習施設、教育センターなどの施設との多機能化や学校図書室との共用化を検討します。
- 図書館は、効率的で効果的な管理・運営となるよう、民間活力の導入などによる、市民ニーズに合わせた図書館のサービスの在り方について検討します。

【学習施設】

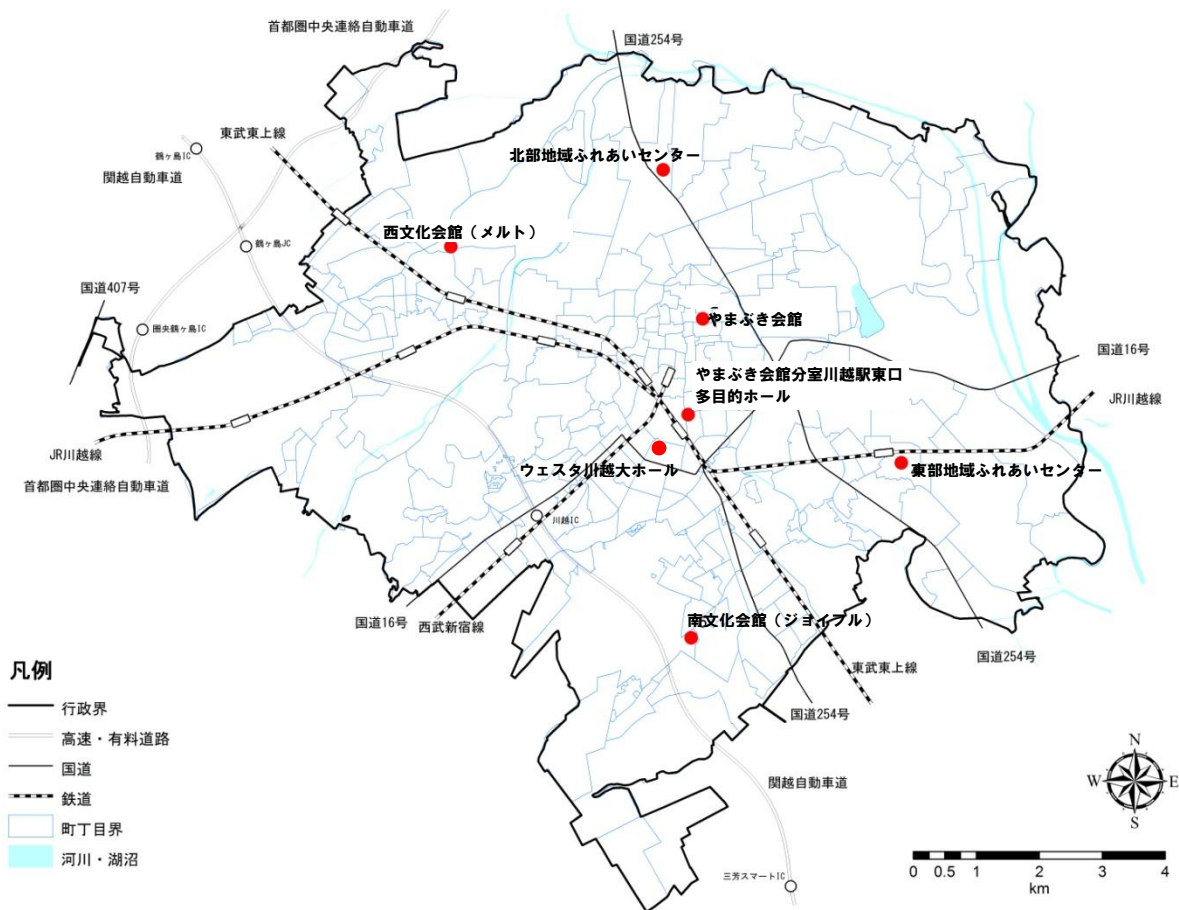
- 国際交流センター、市民活動・生涯学習施設及び男女共同参画推進施設は、稼働実態を精査の上、総量を適正な規模にするとともに、類似機能の共用化を進めます。
また、学習施設が設置されている複合施設は築年数が浅いため、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 環境プラザ（つばさ館）は、他の施設との多機能化や民間活力の活用を検討するなど、施設効用の向上を検討します。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。

【その他教育施設】

- 博物館と美術館は、計画的な改修及び修繕を実施するとともに、より連携した体制の構築について検討します。
また、周辺自治体や県との広域化を検討するとともに、民間活力の導入を含め、施設効用の向上を図ります。
- 本市の貴重な文化財である本丸御殿と蔵造り資料館は、長期的な見通しの下で、計画的に保存・修理を行い、保護を図ります。

3 文化、スポーツ、観光施設

(1) ホール施設



施設概要		
	個別施設	
ホール施設	ウェスタ川越大ホール やまぶき会館 やまぶき会館分室川越駅東口多目的ホール 北部地域ふれあいセンター 東部地域ふれあいセンター 南文化会館 (ジョイフル) 西文化会館 (メルト)	本庁地区 (ウェスタ川越内) 本庁地区 本庁地区 (クラッセ川越内) 山田地区 南古谷地区 福原地区 名細地区

施設の現状

【ホール施設】

ホール施設（地域ふれあいセンターを除く。）は、文化の向上や福祉の増進を図るため、5施設が設置されています。やまぶき会館、南文化会館（ジョイフル）及び西文化会館（メルト）は、公益財団法人川越市施設管理公社が指定管理者となっています。

やまぶき会館分室川越駅東口多目的ホールは、比較的新しい複合施設（クラッセ川越）に設置されています。

2015（平成27）年7月、ウェスタ川越大ホールがオープンし、N e C S Tが指定管理者となっています。

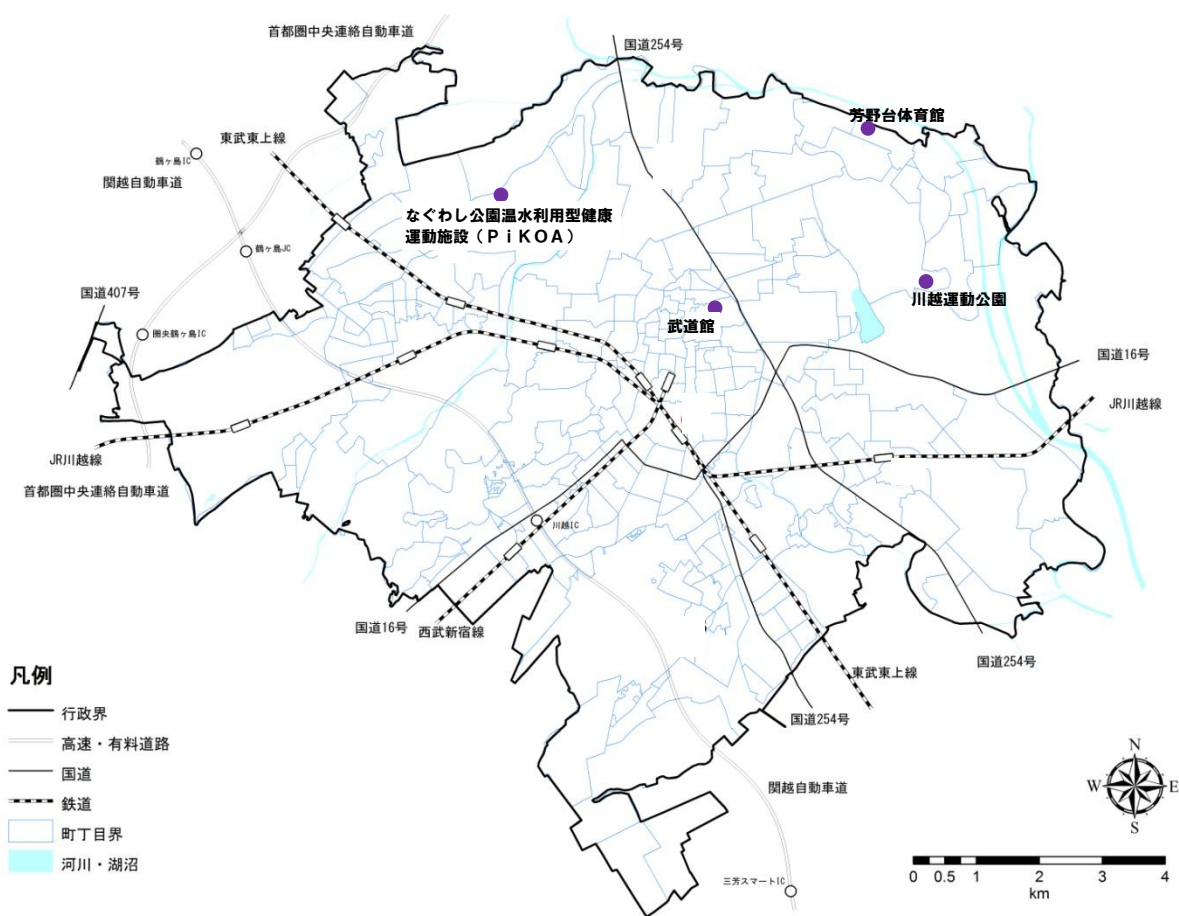
地域ふれあいセンターは、市民の文化の向上や豊かな地域社会づくりを実現するため、2施設が設置されています。ともに運営協議会が立ち上がり、指定管理者となっています。

マネジメント方針

【ホール施設】

- ホール施設（地域ふれあいセンターを除く。）については、稼働実態を精査の上、ホール施設の在り方を検討するとともに、総量を適正な規模にします。
- ウェスタ川越大ホールは、埼玉県とも連携して計画的な維持・管理を行い、予防保全を図ります。
また、川越駅前の立地を活かし、周辺自治体との広域化を検討します。
- 地域ふれあいセンターのホールについては、その規模や用途によって、学校などの公共施設との多機能化を進めます。

(2) スポーツ施設



施設概要		
	個別施設	
スポーツ施設	武道館 芳野台体育館 川越運動公園 なぐわし公園温水利用型健康運動施設 (PiKOA)	本庁地区 芳野地区 古谷地区 名細地区

施設の現状

【スポーツ施設】

スポーツ施設は、スポーツの振興と健康の維持を目的として、4施設が設置されています。

武道館は、築40年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。現在、公益社団法人川越市シルバー人材センターが指定管理者となっています。

芳野台体育館は、隣接する中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）とともに公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが指定管理者となり、一体的に事務を行っています。

川越運動公園は、市制60周年事業として整備された公園施設で、陸上競技場、総合体育館、テニスコートがあります。現在、公益財団法人川越市施設管理公社が指定管理者となっています。県内有数の規模を誇るスポーツ施設を維持するためには、相当の維持管理費が必要です。

なぐわし公園温水利用型健康運動施設（P i K O A）は、資源化センターの余熱を利用した施設で、2012（平成24）年にオープンしています。本市において、初めてP F Iを活用して施設整備を行った事例です。

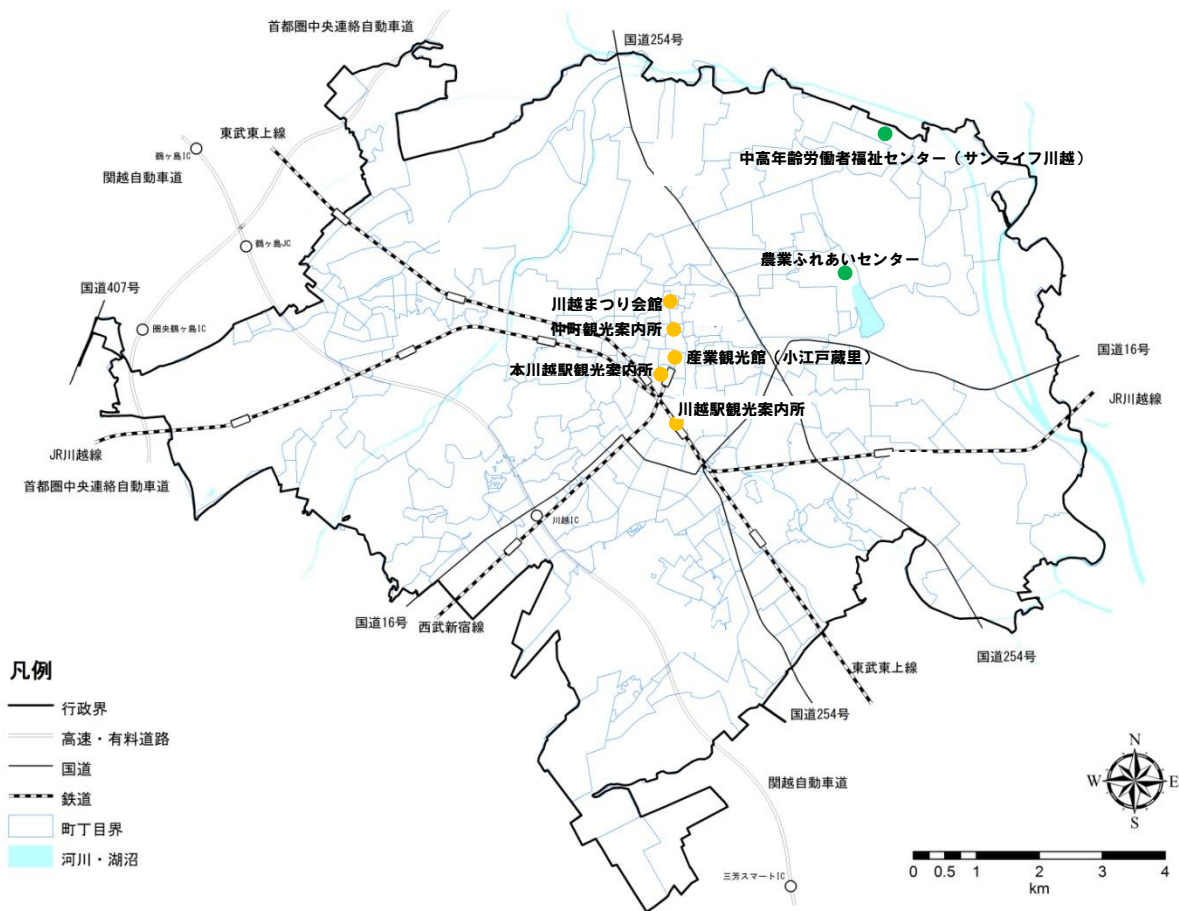
国は、市民ニーズが多様化する中で、地域住民自らが主体となった地域のスポーツ環境を形成するため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進しています。

マネジメント方針

【スポーツ施設】

- 武道館は、必要な機能や利用者の状況を考慮し、他の施設との共用化を含め、施設の在り方を検討します。
- 芳野台体育館は、稼働実態を精査の上、他の施設との共用化などにより機能を維持します。
- 川越運動公園は、周辺自治体や県との広域化により負担の軽減を図りつつ、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- なぐわし公園温水利用型健康運動施設（P i K O A）は、引き続き民間活力の活用を進め、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。

(3) 観光関連施設、集会施設



施設概要		
	個別施設	
観光関連施設	川越まつり会館	本庁地区
	産業観光館（小江戸蔵里）	本庁地区
	川越駅観光案内所	本庁地区
	本川越駅観光案内所	本庁地区
	仲町観光案内所	本庁地区
集会施設	中高齢労働者福祉センター（サンライフ川越）	芳野地区
	農業ふれあいセンター	芳野地区

施設の現状

【観光関連施設】

川越まつり会館は、山車の展示や川越まつり当日の映像などを上映しています。入館者は、オープン以来増加傾向でしたが、現在は10万人前後でほぼ横ばいです。

また、川越まつり会館に隣接する場所に、休憩スペースとして元町休憩所がオープンしています。

産業観光館（小江戸蔵里）は、川越市の物産などを楽しんでいただくことを目的として設置した施設で、株式会社まちづくり川越が指定管理者となっており、利用料金制度を採用しています。なお、オープンにあたり、2008（平成20）年から2009（平成21）年に改修工事を行っています。

観光案内所は、3施設が設置されており、観光情報の提供を行っています。観光客の窓口となる川越駅の観光案内所については、公益社団法人川越市シルバー人材センターに、本川越駅の観光案内所については、株式会社まちづくり川越に、一番街と大正浪漫夢通りの結節点である仲町観光案内所については、公益社団法人小江戸川越観光協会にそれぞれ業務委託しています。

また、本市を訪れる外国人が近年増加していることから、外国人観光客への対応を充実させることが必要です。

【集会施設】

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、中高年齢労働者の健康の保持、教養の向上を目的として設置されています。築30年以上経過しています。隣接する芳野台体育館とともに公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが指定管理者となり、一体的に事務を行っています。

農業ふれあいセンターは、農業体験を通じて農業に対する理解を深めること、農業関係者へ研修の場を提供し、資質の向上を図ることを目的として設置されています。隣接する鴨田ふれあい農園及び体験農園と一体的に運営されており、農作業体験の場として340区画を開設して、全ての区画が利用されています。

マネジメント方針

【観光関連施設】

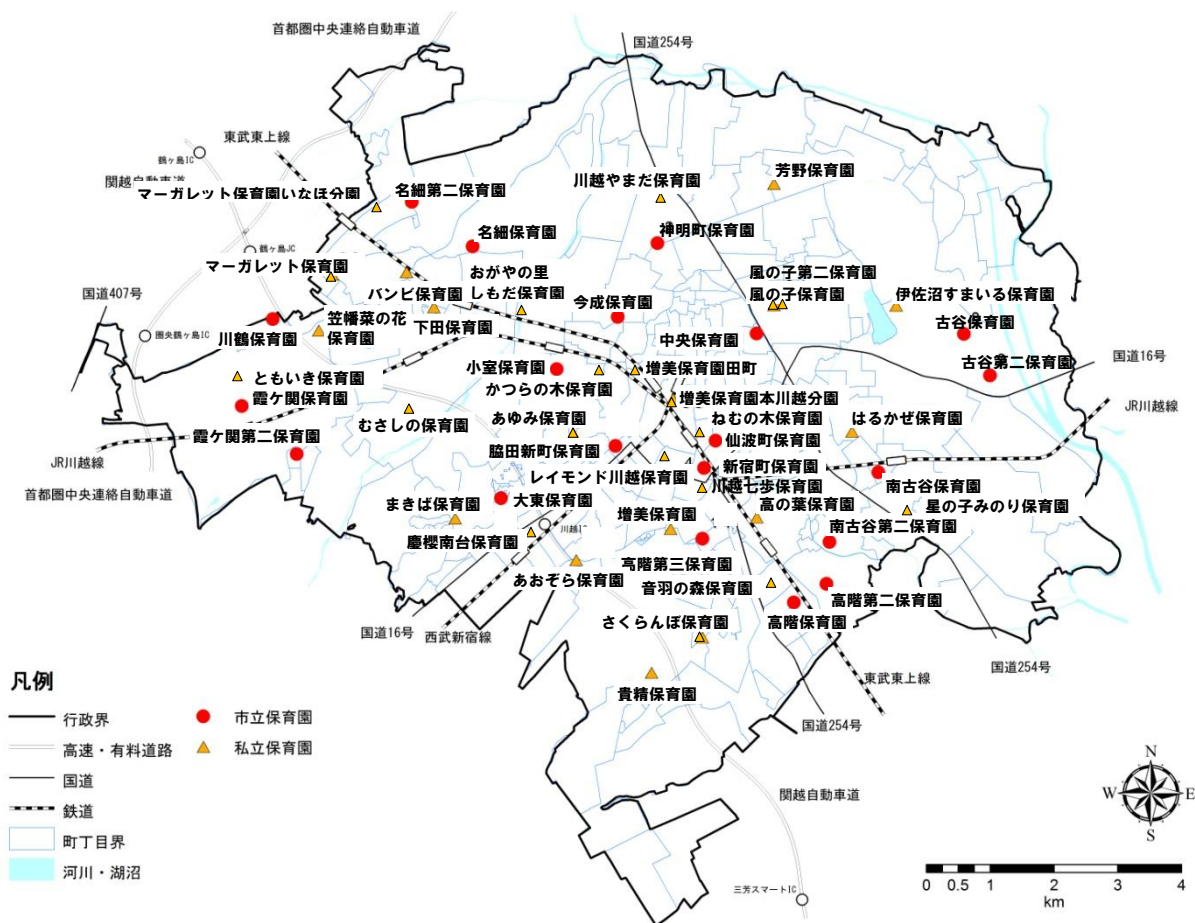
- 川越まつり会館は、民間活力を導入した運営方法を検討し、周辺の観光関連施設と連携し、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 産業観光館（小江戸蔵里）は、効率的で効果的な運営を行うことで、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 鉄道など民間事業者のスペースに設置している川越駅と本川越駅の観光案内所は、このまま機能を維持します。
また、仲町観光案内所については、周辺の施設と連携するなど、施設効用の向上を図ります。

【集会施設】

- 中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、稼働実態を精査の上、総量を適正な規模にするとともに、周辺の公共施設との共用化や複合化を進めます。
- 農業ふれあいセンターは、必要な機能や稼働実態を精査の上、総量を適正な規模にします。また、周辺の公共施設との共用化や複合化を進めるとともに、地域と連携し、施設効用の向上を図ります。

4 福祉施設

(1) 保育園



施設概要		個別施設
保育園	中央保育園 ほか 19 施設	本庁地区：7 施設、古谷地区：2 施設、南古谷地区：2 施設、 高階地区：3 施設、大東地区：1 施設、霞ヶ関地区：2 施設、 川鶴地区：1 施設、名細地区：2 施設

施設の現状

【保育園】

公立保育園は、20 施設が設置されており、各年代において、平均的に整備されています。20 施設のうち約半数の 11 施設が築 30 年以上経過しており、耐震補強が必要な古谷保育園、高階第二保育園、霞ヶ関第二保育園及び名細第二保育園については、既に耐震化を完了しています。南古谷保育園は、現在、耐震化を進めています。そのほか、民間保育園として、30 施設が設置されています。

公立保育園の建物は、全て市の所有ですが、敷地外の駐車場を含めた土地の合計約 37,228 m²のうち、約 13,907 m²が借地で、神明町保育園、今成保育園、川鶴保育園、名細保育園は、全てが借地となっています。

また、公立保育園は、民間では受け入れが困難な児童の受け入れや、保護者の子育て支援を行う役割を担っています。

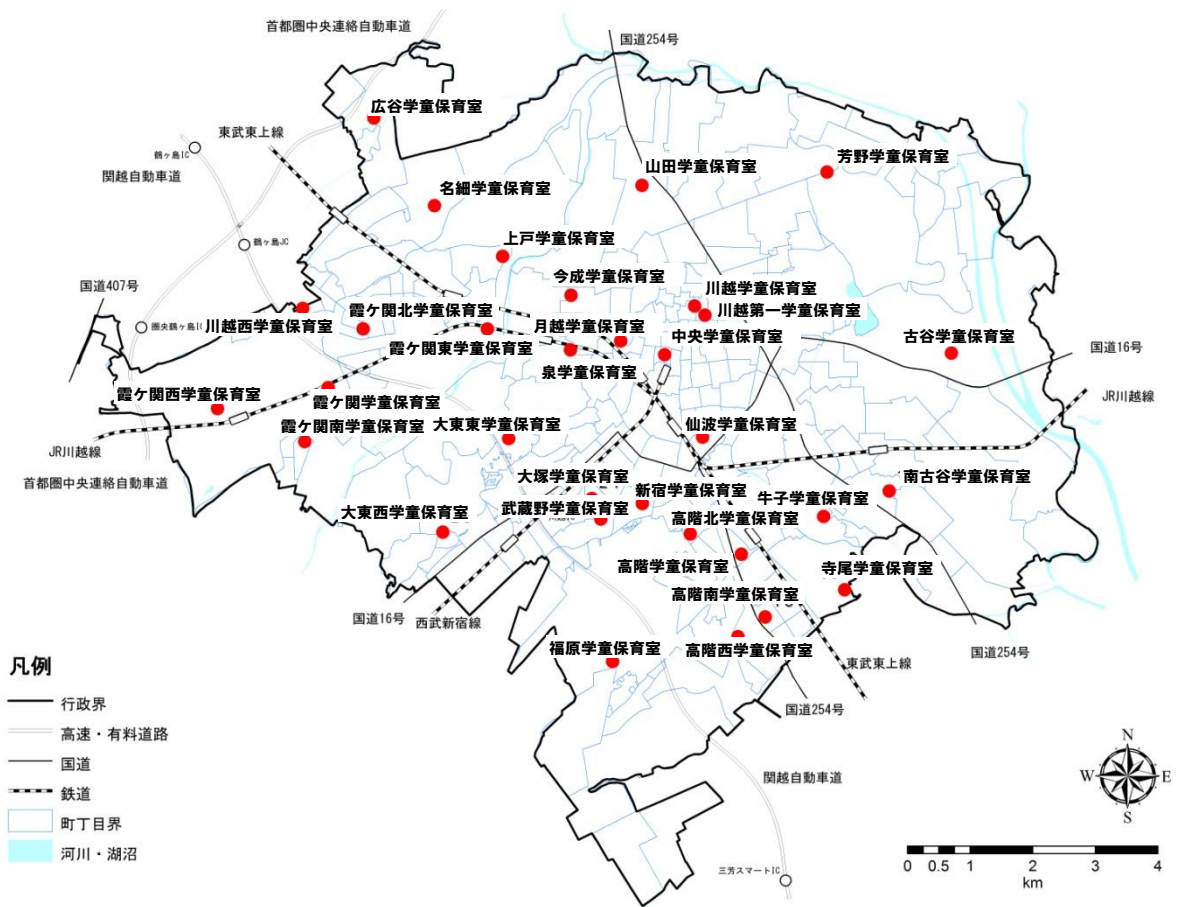
マネジメント方針

【保育園】

●2017（平成 29）年度には、待機児童の解消を見込んでいることから、必要な保育量の把握に努め、保育施設の最適化を図ります。

また、最適化を図るうえで、複合化及び多機能化を視野に入れるとともに、公立保育園と民間保育園の役割を考慮した今後の在り方の検討を行います。

(2) 学童保育室



施設概要		個別施設
学童保育室	川越第一学童保育室 ほか 31 施設	本庁地区：8 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：2 施設、高階地区：5 施設、福原地区：1 施設 大東地区：4 施設、霞ヶ関地区：4 施設、霞ヶ関北地区：1 施設 川鶴地区：1 施設、名細地区：3 施設、山田地区：1 施設

施設の現状

【学童保育室】

公設公営の学童保育室は、市立小学校全 32 校に設置されており、そのうち 20 施設が小学校との複合又は併設となっています。

また、学校の敷地内に設置されているものの校舎とは別の建物でも運営をしている 12 施設のうち 6 施設が市の所有となっています。なお、ほかの 6 施設についても賃貸借契約終了後、市の所有となります。

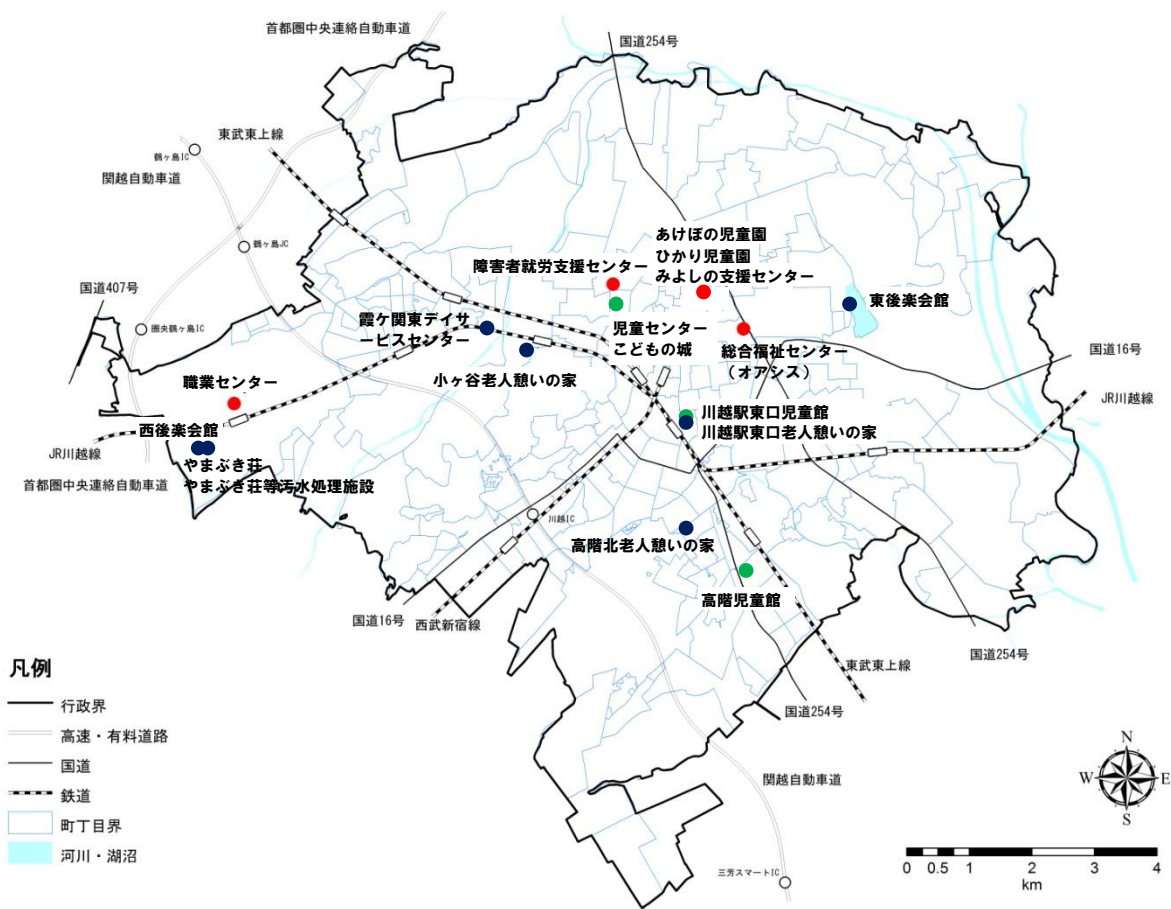
国は、学童保育室の実施にあたっては、余裕教室や放課後に一時的に使用されない教室などの積極的な活用を促進しています。

マネジメント方針

【学童保育室】

- 学校敷地内の別の建物で運営している学童保育室は、余裕教室が生じた時点で校舎内へ移転し、学校施設との複合化を進めます。
- 他の自治体を参考に、学童保育室の充実を図りながら、利用者のニーズを捉えた効率的で効果的な運営方法を検討します。

(3) 児童福祉施設、障害者等福祉施設、高齢者福祉施設



施設概要		
	個別施設	
児童福祉施設	児童センターこどもの城	本庁地区
	川越駅東口児童館	本庁地区
	高階児童館	高階地区
障害者等福祉施設	総合福祉センター（オアシス）	本庁地区
	あけぼの児童園	本庁地区
	ひかり児童園	本庁地区
	職業センター	霞ヶ関地区
	みよしの支援センター	本庁地区
	障害者就労支援センター	本庁地区

	個 別 施 設	
高齢者 福祉施設	やまぶき荘・やまぶき荘等汚水処理施設	霞ヶ関地区
	霞ヶ関東老人デイサービスセンター	霞ヶ関地区
	川越駅東口老人憩いの家	本庁地区（クラッセ川越内）
	小ヶ谷老人憩いの家	本庁地区
	高階北老人憩いの家	高階地区（高階北小学校内）
	東後楽会館	芳野地区
	西後楽会館	霞ヶ関地区

施設の現状

【児童福祉施設】

児童センターこどもの城は、築 30 年以上経過していますが、改修工事により、長寿命化を図っています。なお、敷地の大部分が借地となっています。

児童館は、2 施設が比較的新しい複合施設（クラッセ川越又は高階市民センター）に設置されています。

【障害者等福祉施設】

総合福祉センター（オアシス）は、身体障害者福祉センターと老人福祉センターの機能を担う障害者及び高齢者の福祉の向上を図るための施設です。社会福祉法人川越市社会福祉協議会が指定管理者となっています。

あけぼの児童園は、おおむね 3 歳から就学前の児童を対象として、日常生活における基本的動作の指導などを行っています。

ひかり児童園は、心身に障害のある児童を対象として、児童発達支援並びに機能回復の指導及び訓練を行っています。

現在、利用者の増加に伴う施設の狭隘化などにより、移転・建て替えを進めています。

みよしの支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所です。築 30 年以上経過しています。

職業センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所であり、生活保護受給者の方のための授産施設でもあります。

施設の現状

【障害者等福祉施設】

障害者就労支援センターは、障害者の雇用促進を図るための施設です。旧耐震基準で建設されており、築 30 年以上経過しています。全国の市町村の就労支援センターの約 7 割が民間委託し運営しています。

また、この施設は、計量検査所としての機能も備えています。

【高齢者福祉施設】

やまぶき荘は、老人福祉法に基づく養護老人ホームで、築 30 年以上経過しています。社会福祉法人加寿美福祉会が指定管理者となっています。

やまぶき荘等污水处理施設は、築 30 年以上経過しています。やまぶき荘、西後楽会館、周辺約 90 世帯の污水处理を行っています。旧西清掃センター跡地と隣接しています。

霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、介護保険法に基づく通所介護事業と高齢者いきがい課が業務委託している生きがい活動支援通所事業を行っています。霞ヶ関東小学校の校舎とは別棟の余裕教室を活用しており、築 30 年以上経過しています。社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉が指定管理者となっています。

老人憩いの家は、高齢者のレクリエーションなどの場として、3 施設が設置されており、高階北と川越駅東口は、学校などとの複合施設になっています。公益社団法人川越市シルバー人材センターが指定管理者となっています。

また、市の補助金を受けて整備した自治会老人憩いの家が、54 施設あります。

後楽会館は、老人の健康増進、教養の向上やレクリエーションの場として、2 施設が設置されています。西後楽会館は築 30 年以上、東後楽会館は築 40 年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。社会福祉法人川越市社会福祉協議会が指定管理者となっています。

レクリエーションや交流を図る場として施設整備によるサービス提供を行ってきましたが、現在、国は高齢社会が進展する中で、高齢者自らが主体となった生きがいづくりを支援する事業を推進しています。

マネジメント方針

【児童福祉施設】

- 児童センターこどもの城及び児童館は、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスや機能を検討するとともに、施設効用の向上を図ります。
- 建物の更新に合わせて、学校などの他の公共施設との多機能化を含め、規模や配置の最適化を図ります。

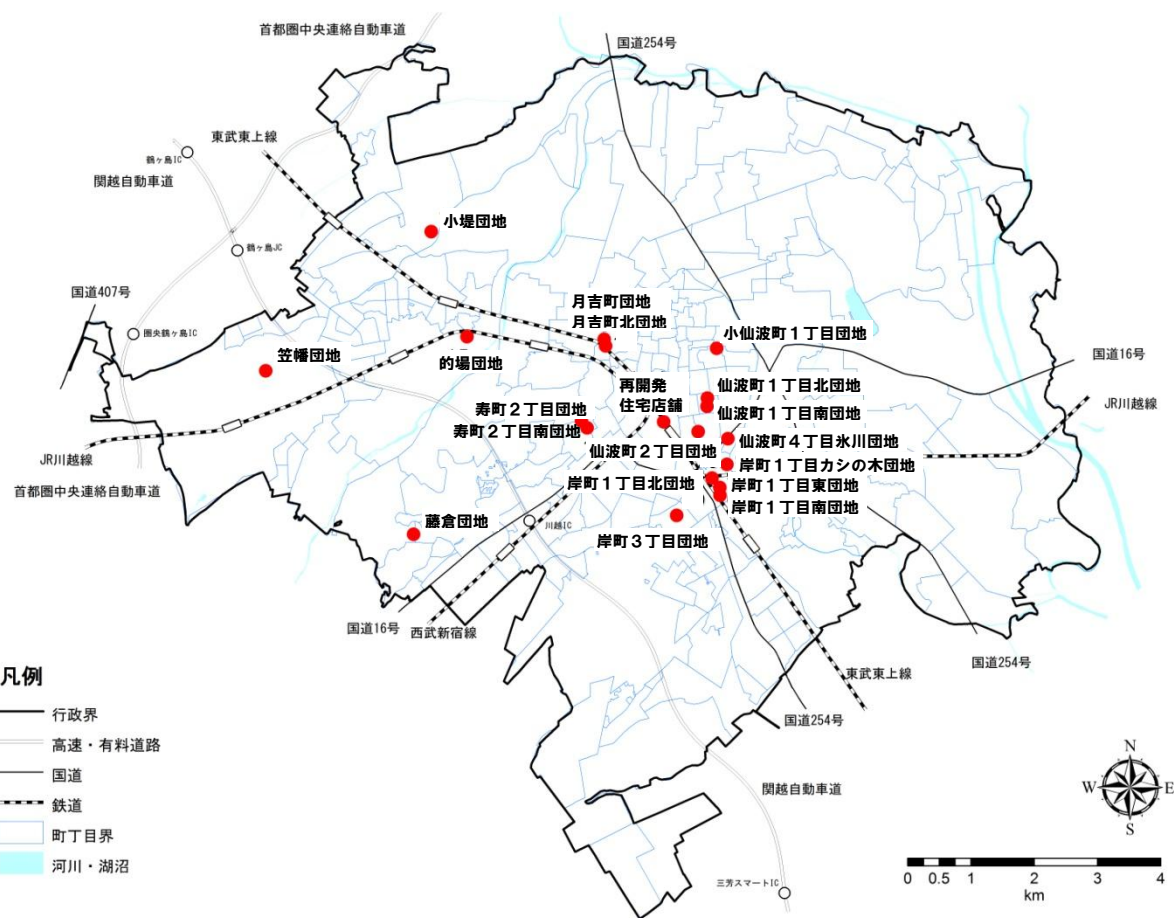
【障害者等福祉施設】

- 総合福祉センター（オアシス）は、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図るとともに、類似機能を有する他の施設の機能を精査の上、共用化や多機能化を進め、総量を適正な規模とします。
- あけぼの児童園、ひかり児童園は、2015（平成27）年に策定した『川越市あけぼの・ひかり児童園施設整備基本計画』に基づいて整備を進めます。
- みよしの支援センター、職業センターは、学校などの他の公共施設との多機能化を図ります。なお、民間でも提供しているサービスであるため、民間活力の活用を検討します。
- 障害者就労支援センターは、類似機能を有する施設との統合や相談支援事業などと多機能化したサービスの提供を進めるとともに、民間委託について検討します。

【高齢者福祉施設】

- やまぶき荘は、他の自治体を参考にしながら、民間への移管を検討します。
- やまぶき荘等污水处理施設は、利用状況を考慮し、施設の維持管理方法も含め、運営方法を検討します。
- 霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、市内の通所介護事業所は比較的充足する状況にあることから、今後は、介護予防・日常生活支援事業としてサービス量の確保が必要となる通所型サービスの実施を含め、施設及び提供サービスの在り方について検討します。
- 老人憩いの家は、利用者の状況などを考慮し、施設の在り方を検討します。
また、市の補助金を受けて自治会が整備した老人憩いの家の活用を促進します。
- 後楽会館は、利用状況や運営コストなどを考慮し、施設の在り方を検討します。
また、機能を維持する場合は、民間施設を活用したサービス提供を促進します。

5 公営住宅



施設概要		
	個別施設	
市営住宅	小仙波町1丁目団地 ほか17施設	本庁地区：12施設、大東地区：3施設 霞ヶ関地区：2施設、名細地区：1施設
その他	再開発住宅店舗	本庁地区：1施設

施設の現状

【市営住宅】

市営住宅は、18 施設が設置されており、特に本庁地区に集中しています。月吉町北団地は埼玉県住宅供給公社から施設を借り上げ、仙波町 4 丁目氷川団地は土地を賃借し、市営住宅を供給しています。そのほか、県営住宅として 21 施設が設置されています。

市営住宅の 18 施設のうち約半数の 11 施設が、築 30 年以上経過しています。そのうち 8 施設については、旧耐震基準で建設されていますが、³³特定建築物については、耐震性能を満たしています。

2009（平成 23）年から 2013（平成 25）年の平均入居率（再開発住宅店舗を除く。）としては、90%台が 10 施設、80%台が 5 施設、70%以下が 3 施設あります。

2012（平成 24）年 3 月に、『川越市市営住宅長寿命化計画』を策定しており、計画的な維持管理を行っています。

【その他】

再開発住宅店舗は、川越駅東口再開発事業を円滑に推進するため、当該事業の区域内に居住又は出店している借家人のために設置されています。築 30 年以上経過しています。

マネジメント方針

【市営住宅】

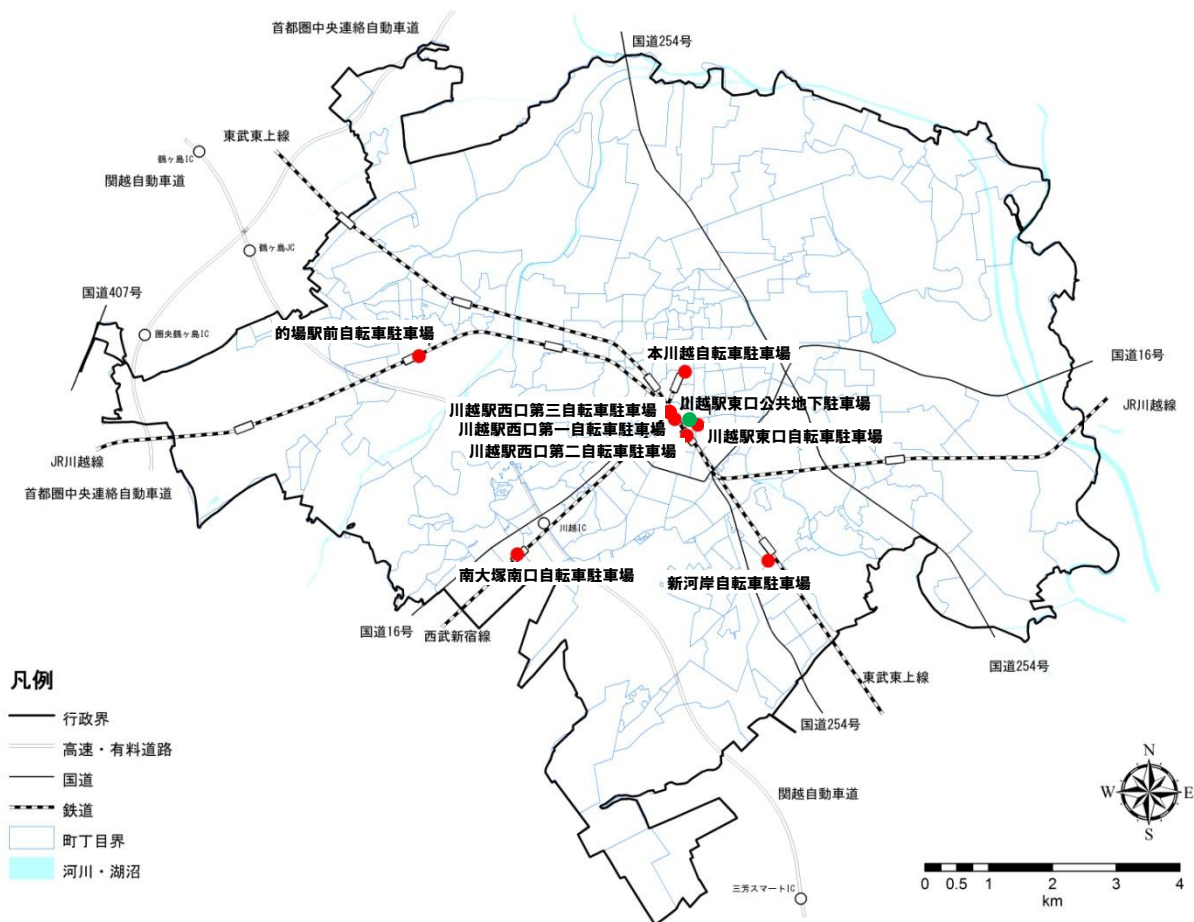
- 策定した長寿命化計画に基づき、計画的に維持・管理を行います。
 - 埼玉県の動向を踏まえながら、公営住宅に対する需要について把握し、必要戸数を検討します。
- また、民間施設を有効に活用する方法を検討します。

【その他】

- 再開発住宅店舗は、設置の経緯を踏まえつつ、用途転用などによる利活用を図ります。

³³ 特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において定義された特定既存耐震不適格建築物のこと。なお、賃貸共同住宅においては、階数 3 及び床面積の合計 1,000 m²以上のものを指す。

6 都市基盤施設



施設概要		
	個別施設	
自転車 駐車場	川越駅東口自転車駐車場	本庁地区
	川越駅西口第一自転車駐車場	本庁地区
	川越駅西口第二自転車駐車場	本庁地区
	川越駅西口第三自転車駐車場	本庁地区
	本川越駅前自転車駐車場	本庁地区
	新河岸駅自転車駐車場	高階地区
	南大塚南口自転車駐車場	大東地区
的場駅前自転車駐車場	霞ヶ関地区	
駐車場	川越駅東口公共地下駐車場	本庁地区

※公園施設と防災施設については、数が多いため、施設概要は割愛しています。

施設の現状

【自転車駐車場】

市営自転車駐車場（有料）は、8施設が設置されており、公益社団法人川越市シルバー人材センターが指定管理者となっています。そのうち、川越駅西口第一自転車駐車場は、築30年以上経過しています。

上記の市営自転車駐車場のほか、無料の自転車置場が、鶴ヶ島駅1か所、新河岸駅2か所、南大塚駅2か所に設置されています。

また、公益財団法人自転車駐車場整備センターが運営・管理する公営自転車駐車場が、霞ヶ関駅2か所、笠幡駅2か所、西川越駅1か所、南古谷駅1か所に設置されています。

自転車駐車場は、施設の特性上、駅前の敷地に設置しているため、賃借料の負担が大きい施設もあります。

2012（平成24）年度と2014（平成26）年度の駅別自転車利用状況調査を比較すると、民間の自転車駐車場は本川越駅周辺で1施設減少しているものの、増加傾向にあります。

【駐車場】

川越駅東口公共地下駐車場は、川越駅東口の再開発に伴い、駅周辺の違法駐車や交通渋滞の緩和を目的として設置されています。駐車台数は208台（うち身体障害者スペース4台）となっています。

また、毎年度一定規模の収入を一般会計に繰り出しています。

【公園施設】

都市公園は、約300か所（約160万㎡）あり、そのうち街区公園が約250か所と最も多く設置されています。公園施設としては、公園を管理する管理事務所のほか、四阿（あずまや）などが設置されています。

【防災施設】

災害備蓄庫は、15か所にバランスよく配置されています。

備蓄品保管庫は、学校の余裕教室を活用するなど、55か所に設置されていますが、公共施設として別棟で設置されている施設が7か所あります。

災害用給水井戸は、22か所が学校敷地内に、1施設が蔵造りの建物が並ぶ伝統的建造物群保存地区にそれぞれ設置されています。

マネジメント方針

【自転車駐車場、駐車場】

- 自転車駐車場は、予防保全を図りながら、需要について把握し、地域ごとに必要台数を検討するとともに、今後は民間の自転車駐車場を有効に活用するなど、民間活用を含めたサービス提供の在り方を検討します。
- 川越駅東口公共地下駐車場は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

【公園施設】

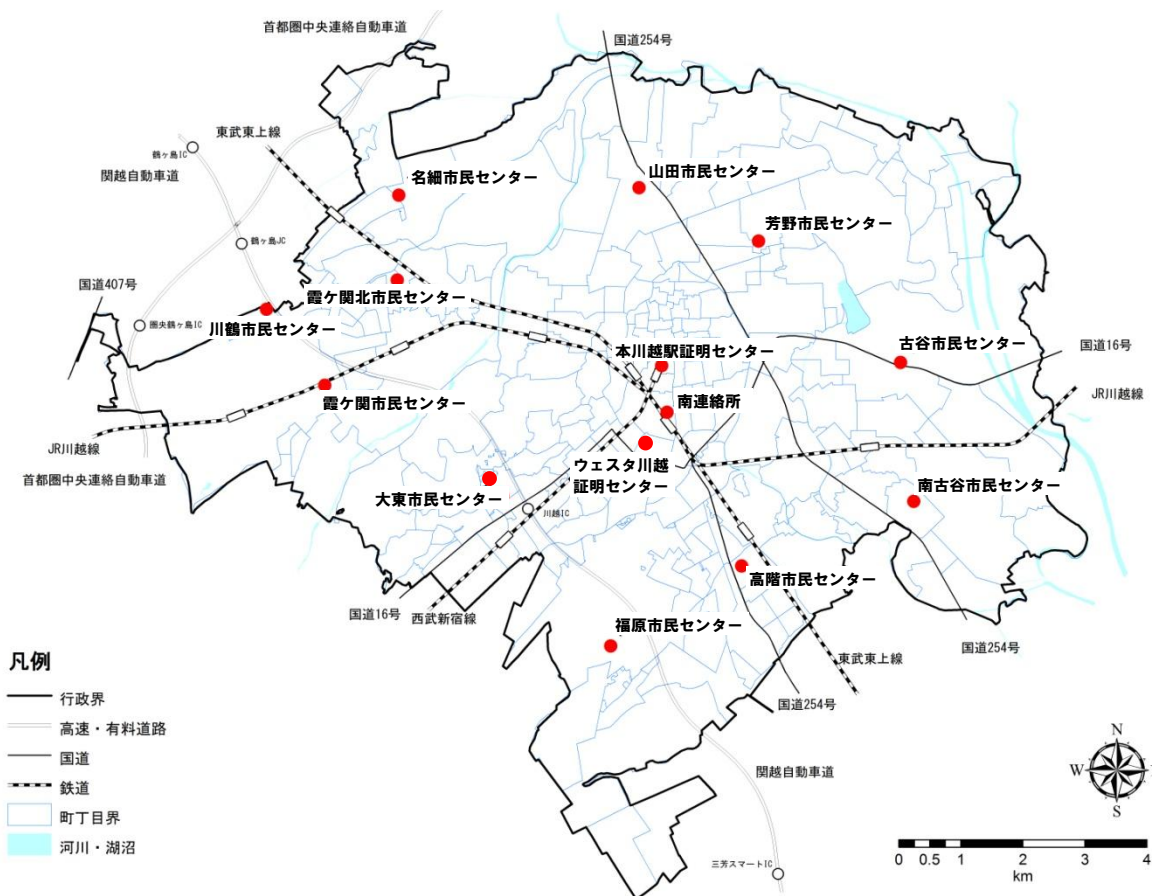
- 公園施設は、策定した『公園施設長寿命化計画』に基づき、効率的に維持・管理を行います。なお、当該計画で対象としていない公園施設についても、継続的な点検を行い、劣化状況を踏まえた修繕を実施します。

【防災施設】

- 防災施設は、災害時、適切に活用できるように計画的に維持・管理を行います。

7 行政関連施設

(1) 市民センター、連絡所、証明センター



施設概要

	個別施設	
市民センター	芳野市民センター 古谷市民センター 南古谷市民センター 高階市民センター 福原市民センター 大東市民センター 霞ヶ関市民センター 霞ヶ関北市民センター 川鶴市民センター 名細市民センター 山田市民センター	芳野地区 古谷地区 南古谷地区 高階地区 福原地区 大東地区 霞ヶ関地区 霞ヶ関北地区 川鶴地区 名細地区 山田地区
連絡所	南連絡所	本庁地区

	個 別 施 設	
証明センター	ウエスタ川越証明センター 本川越駅証明センター	本庁地区（ウエスタ川越内） 本庁地区

施設の現状

【市民センター】

市民センターは、各地区に 11 施設が設置されています。霞ヶ関北市民センターを除く 10 施設は、公民館などとの複合施設になっています。

2008（平成 20）年以降に建設された 3 施設（高階、名細、大東市民センター）は新しい建物ですが、旧出張所や連絡所をそのまま利用している 8 施設のうち 7 施設が、築 30 年以上経過しています。なお、霞ヶ関市民センターと山田市民センターは、既に耐震化を完了しています。

また、市民センターは、各種証明書発行などの窓口業務に加えて、各市民センター管内における防災や福祉などの地域コミュニティの拠点としての役割も担っています。

【連絡所、証明センター】

南連絡所は、アトレビルに設置されており、川越駅利用者などの市民にとって利便性が高く、利用者数は多い状況です。ただし、待合スペースが狭いなど利用者にとって不便なところもあります。

証明センターは、2 施設が設置されています。

本川越駅証明センターは、本川越ステーションビルに設置されており、本川越駅利用者などの市民に利用されています。しかし、取り扱える業務が一部の証明書の交付などに限定されていることや、本川越駅 2 階の改札口に近いものの、人通りの多い場所ではないため、利用者数は多くありません。

ウエスタ川越証明センターは、アトレ 7 階にあった埼玉県パスポートセンターが、ウエスタ川越に移転することに伴い、戸籍関係証明の需要が高くなることを想定し設置されました。実際に戸籍関係証明の交付件数は本川越駅証明センターの 2 倍以上となっています。

今後は、コンビニエンスストアでの証明書交付が予定されていることや、マイナンバー制度の開始により、市県民税に関する証明の件数も減少すると想定されるため、利用者数は減少していくと考えられます。

マネジメント方針

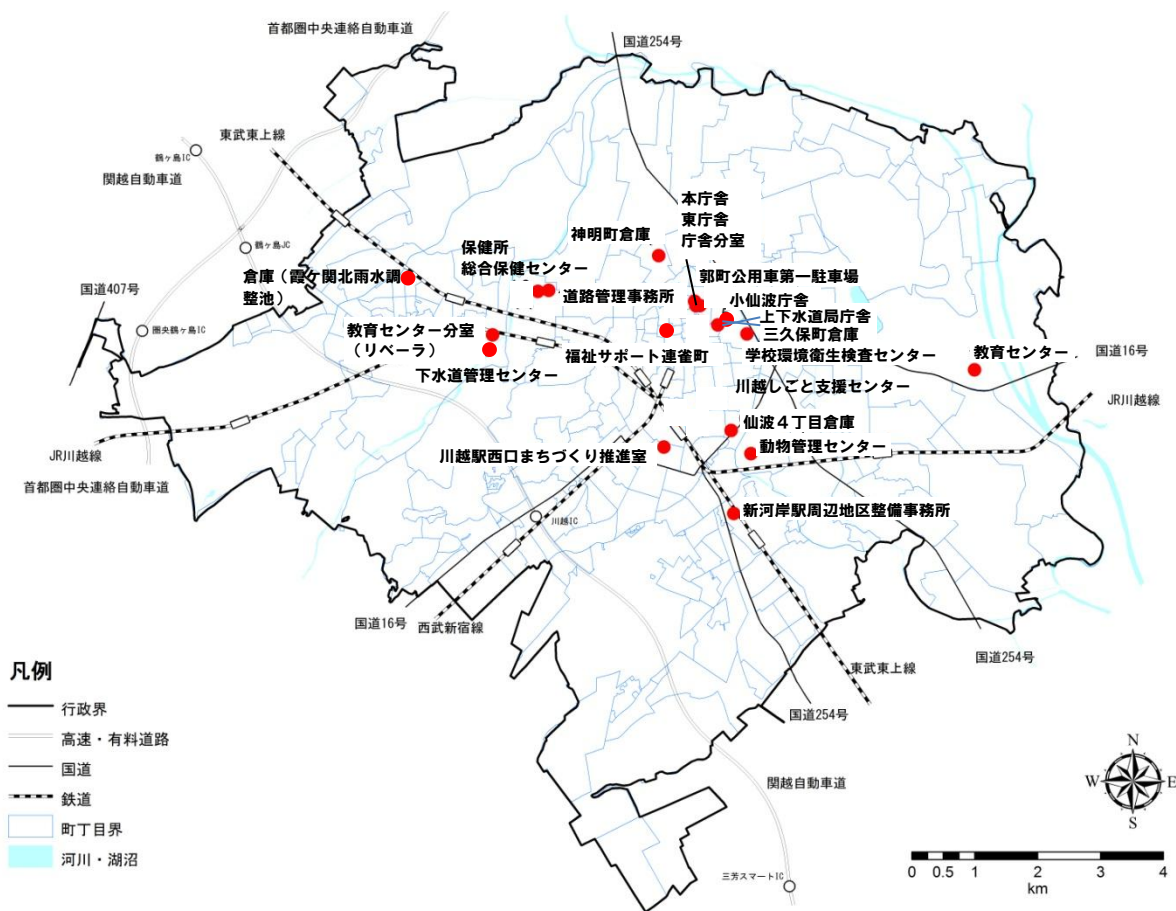
【市民センター・連絡所】

- 学校など周辺の公共施設との複合化について検討します。
- 市民センターは、地域コミュニティの拠点となる施設であるため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

【証明センター】

- 証明センターは、証明書の交付などのサービス提供状況に合わせて、廃止を含めて在り方を検討します。

(2) 庁舎関連施設



施設概要		
	個 別 施 設	
庁舎関連 施設	本庁舎	本庁地区
	東庁舎	本庁地区
	庁舎分室	本庁地区
	小仙波庁舎	本庁地区
	川越駅西口まちづくり推進室	本庁地区
	新河岸駅周辺地区整備事務所	高階地区
	道路管理事務所	本庁地区
	上下水道局庁舎	本庁地区
	下水道管理センター	霞ヶ関地区
	神明町倉庫	本庁地区
	三久保町倉庫	本庁地区
仙波4丁目倉庫	本庁地区	

	個 別 施 設	
庁舎 関連 施設	倉庫（霞ヶ関北雨水調整池）	霞ヶ関北地区
	郭町公用車第一駐車場	本庁地区
	総合保健センター	本庁地区
	保健所	本庁地区
	福祉サポート連雀町	本庁地区
	川越しごと支援センター	本庁地区
	学校環境衛生検査センター	本庁地区
	動物管理センター	本庁地区
	教育センター	古谷地区
	教育センター分室（リベール）	霞ヶ関地区

施設の現状

【庁舎関連施設】

庁舎関連施設は、本庁舎をはじめ、本庁地区に点在しています。事務スペースの狭隘化が進み、会議室などの不足により、民間ビルを借り上げています。

本庁舎は、築40年以上経過しており、2015（平成27）年度に耐震化を完了していますが、空調設備について全般的に改修が必要です。

東庁舎は、10年間のリース期間満了に伴い、2012（平成24）年に無償譲渡を受け、市の所有になっています。

小仙波庁舎は、2012（平成24）年に建物の寄附を受け、建物の改築後、2013（平成25）年に建設部6課が本庁舎より移転をしています。なお、敷地については、30年間の賃貸借契約を締結しています。

川越駅西口まちづくり推進室は、川越駅西口市有地利活用事業や川越駅西口周辺の都市計画道路等の整備などを進めています。2015（平成27）年7月から、旧南公民館を使用しています。

新河岸駅周辺地区整備事務所は、新河岸駅を中心とした都市基盤の整備を進めています。

道路管理事務所は、道路施設などの維持補修及び自然災害の対応を円滑に行うため、道路管理事務所敷地内に建設機械や資材などを配備しています。

上下水道局庁舎は、2003（平成15）年度に下水道部と統合されたことに伴い、上下水道局庁舎となりました。2003（平成15）年度から2004（平成16）年度には空調設備の更新や屋上床の防水処置などを実施しています。

また、上下水道局としては、水道管などの補修を行うため、重機や資材を保管するスペースが必要になります。

施設の現状

総合保健センターと保健所は、健康づくりや保健衛生分野の拠点施設です。隣接して設置されているため、連携を図りながら事業に取り組んでいます。

また、保健関連イベントや乳幼児健診等を行っているため、駐車スペース等に配慮することが必要です。

福祉サポート連雀町は、障害（障害者相談支援センター）、高齢（地域包括支援センター）、児童（つどいの広場）分野の事業を行う複合施設となっています。築30年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。

川越しごと支援センターは、2012（平成24）年10月に開設され、その一部を雇用支援課が使用しています。

学校環境衛生検査センターは、学校環境を維持し、児童生徒の健康の保持を図るため、設置されています。主に学校薬剤師による飲料水・プール水水質検査をはじめとする学校環境衛生検査を実施しています。

動物管理センターは、犬や猫の一時的な収容施設であり、動物の愛護のために設置されています。現在、築30年以上経過しています。動物の収容施設であるため、周辺の居住環境に配慮することが必要です。なお、2016（平成28）年度から埼玉建築物総合管理協同組合に業務委託しています。

教育センターは、旧古谷東小学校の閉校に伴い、2010（平成22）年に開設されました。主に教職員の研修を行っています。また、体育館や1階スペースが地域住民を中心に一般開放されています。

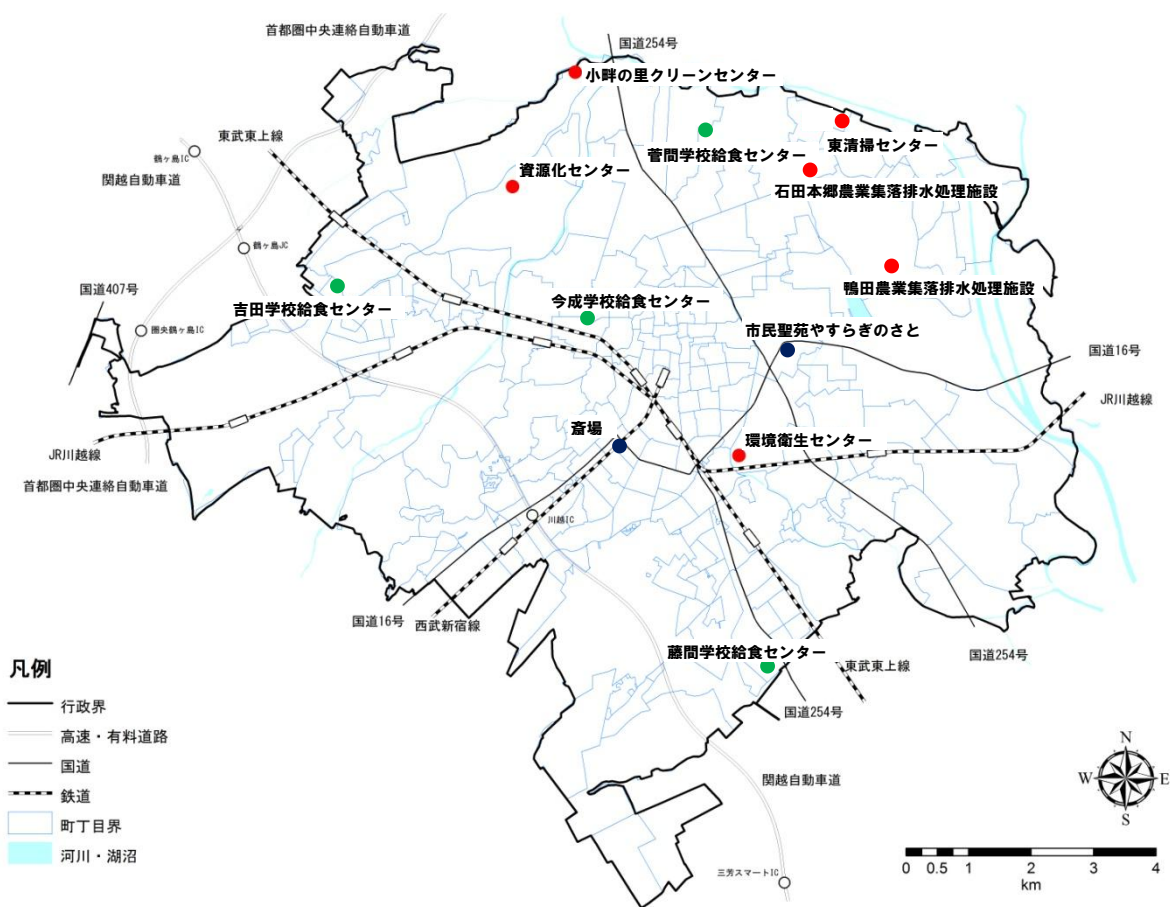
教育センター分室（リベール）は、教育や就学に関する相談業務の拠点として機能しています。児童生徒や保護者からの相談のほかに学校復帰のための適応指導教室があります。

マネジメント方針

【庁舎関連施設】

- 庁舎関連施設及び倉庫などは、会議室の集中化、文書保管スペースの整理（市庁舎外での保管の推進や電子化による保存）、会議室の共用化などにより適正な規模とし、本庁舎の更新に合わせて、分散している機能の集約を図ります。ただし、機材や駐車場などのスペースを確保する必要がある施設については、留意します。
- 川越駅西口まちづくり推進室及び新河岸駅周辺地区整備事務所は、現場での早期対応や地域に密着したまちづくりを推進するため、現在の施設の長寿命化を図ります。
また、将来的には、事業の進捗に合わせて、他の庁舎関連施設への移転を検討します。
- 福祉サポート連雀町は、類似機能を有する施設との多機能化を検討します。
- 動物管理センターは、計画的に維持・管理を行い、適正な規模とします。
- 教育センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
また、施設の一般開放の充実を図るほか、他の公共施設との共用化や多機能化を検討します。
- 教育センター分室（リバーラ）は、業務の内容を考慮しつつ、教育センターや周辺の公共施設などとの共用化や多機能化を検討します。

(3) 環境衛生関連施設、給食施設、葬祭施設



施設概要		
	個別施設	
環境衛生関連施設	環境衛生センター	本庁地区
	東清掃センター	芳野地区
	資源化センター	名細地区
	小畔の里クリーンセンター	名細地区
給食施設	今成学校給食センター	本庁地区
	菅間学校給食センター	芳野地区
	藤間学校給食センター	高階地区
	吉田学校給食センター	名細地区
葬祭施設	市民聖苑やすらぎのさと	本庁地区
	斎場	
農業集落排水処理施設	鴨田農業集落排水処理施設	芳野地区
	石田本郷農業集落排水処理施設	

施設の現状

【環境衛生関連施設】

資源化センター及び東清掃センターは、ごみの中間処理（焼却やりサイクル）を行っています。2010（平成 22）年に資源化センターが稼働したことに伴い、西清掃センターは、同年 3 月末に稼働停止しました。

東清掃センターは、築 25 年以上経過しています。国が策定した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」によると、ごみ焼却施設は稼働後 20～25 年で廃止している施設が多くなっています。今後は、老朽化に対する対策を行うことが必要です。

小畔の里クリーンセンターは、中間処理施設で処理されたごみの残さの最終処分を行っています。第一期分処分地については、残容量が約 13%となっていることに留意しなければいけません。

環境衛生センターは、し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設からの集排汚泥の処理を行っています。近年、処理量は若干増加傾向にあります。築 30 年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。

農業集落排水処理施設は、農業用水の水質向上と農村環境の改善を図ることを目的として、農村集落の汚水処理を行っています。現在、2 施設が設置されており、鴨田農業集落排水処理施設は 2006（平成 18）年度、石田本郷農業集落排水処理施設は 2012（平成 24）年度から供用開始しています。

【給食施設】

学校給食センターは、4 施設が設置されています。現在、築 30 年以上経過する藤間及び吉田学校給食センターの老朽化とともに、今成学校給食センターでは調理後 2 時間以内の喫食を実施するため、1 日 2 回から 1 回の調理にすることが課題となっています。

これらの課題を解決するため、P F I の手法を用いて菅間給食センターの隣地に仮称川越市新学校給食センターを建設する予定です。

建設を予定している学校給食センターは、「確実な衛生管理で安全・安心でおいしい給食の提供ができる施設」を基本理念のひとつとし、アレルギー対応食の提供ができるように計画を進めています。

【葬祭施設】

斎場は、おおむね築 40 年経過しており、旧耐震基準で建設されています。現在、新斎場の建設を進めています。近年、家族葬など小規模葬の需要が高まっていることから、新斎場は、小規模の式場を 2 つ併設する予定です。

市民聖苑やすらぎのさは、2000（平成 12）年から供用開始し、公益財団法人川越市施設管理公社が指定管理者となっています。

マネジメント方針

【環境衛生関連施設】

- 資源化センターは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 東清掃センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 小畔の里クリーンセンターは、引き続き機能を維持し、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。
- 環境衛生センターは、更新時期に合わせて、適正な規模での整備を進めます。
- 農業集落排水処理施設は、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図るとともに、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

【給食施設】

- 2013（平成25）年11月に策定した『（仮称）川越市新学校給食センター整備基本計画』に基づき、PFI事業として整備を進めます。
- 菅間及び今成学校給食センターは、将来の児童・生徒数を考慮した施設運営を行いながら、計画的に維持・管理を行い、予防保全・長寿命化を図ります。

【葬祭施設】

- 新斎場は、2012（平成24）年4月に策定した『川越市新斎場建設基本計画』に基づいて整備を進めます。
- 市民聖苑やすらぎのさとは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 新斎場と市民聖苑やすらぎのさとは、一体的に、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

8 インフラ施設

(1) 道路、橋りょう関連施設

施設の現状

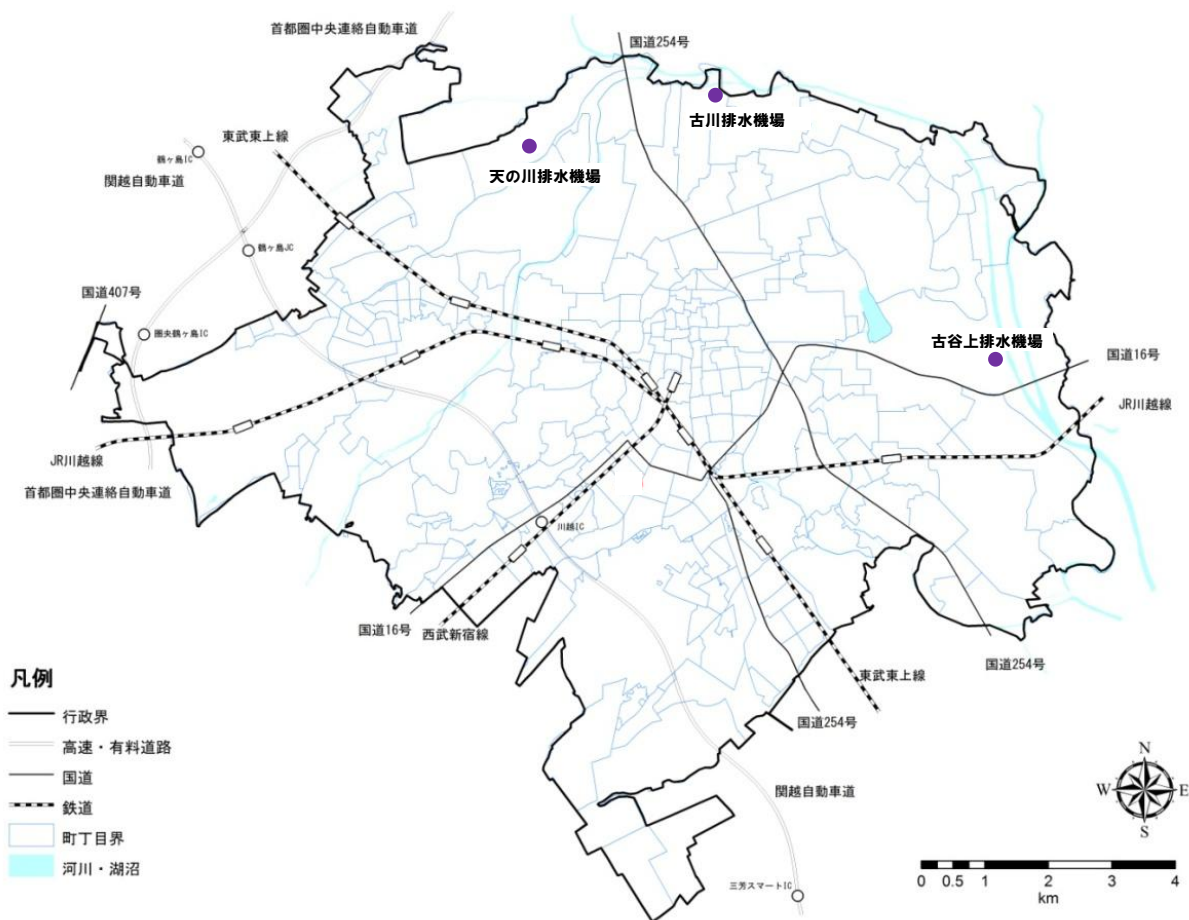
※道路及び橋りょうについては、第2章 公共施設等の現況（P11）で記載。
※道路管理事務所については、行政関連施設（P66～69）で記載。

マネジメント方針

【道路、橋りょう】

- 道路と橋りょうは、安全性を確保しつつ、重要度に応じた適切な維持・管理を行います。
- 橋りょうは、『橋りょう長寿命化修繕計画』に基づき、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 全ての橋りょうについて、継続的に点検を実施し、安全性を確保します。

(2) 河川関連施設



施設の現状

【河川関連施設】

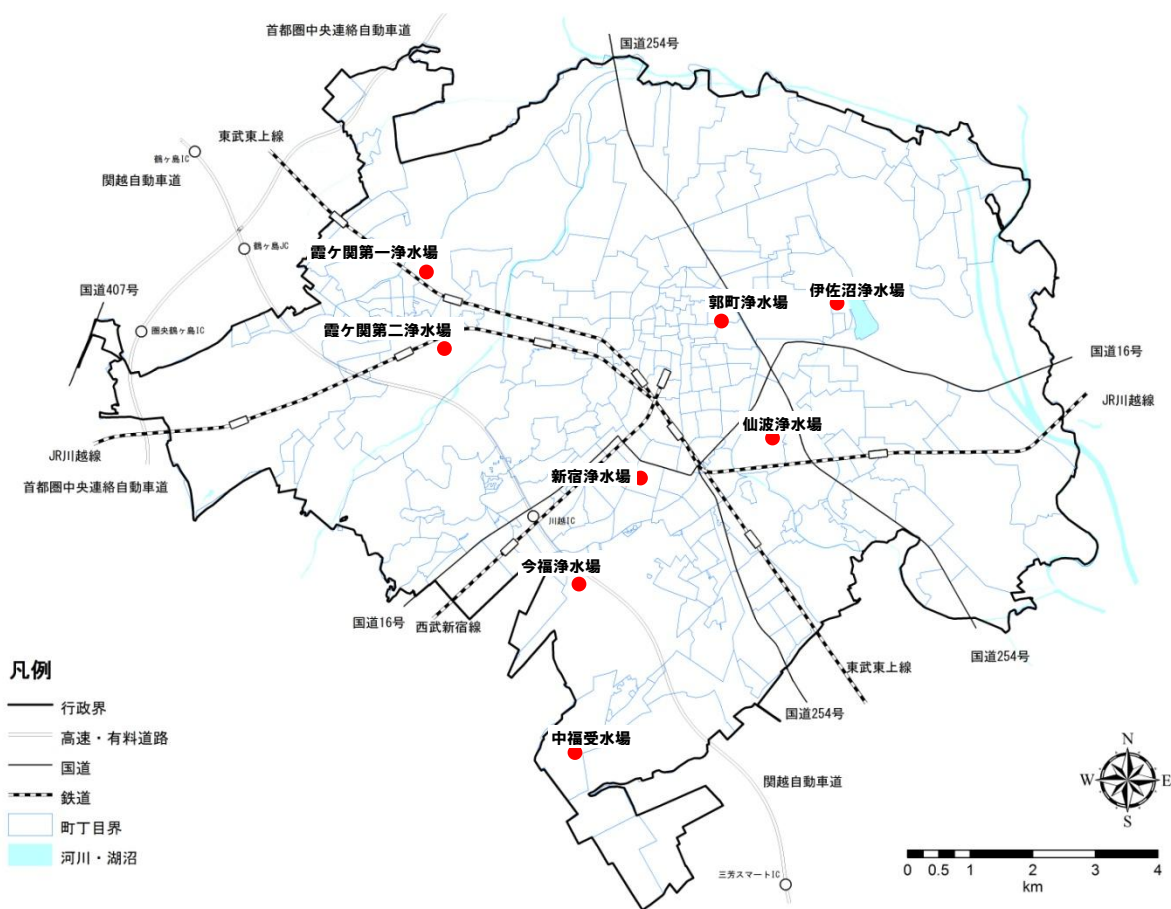
※排水機場・内水排除ポンプ場については、第2章 公共施設等の現況（P11）で記載。

マネジメント方針

【河川関連施設】

●排水機場及び内水排除ポンプ場は、計画的に維持・管理を行い、長寿命化を図ります。

(3) 上水道関連施設



施設の現状

【上水道関連施設】

上水道の施設としては、浄水場7施設、受水場1施設が設置されています。ほとんどの施設が築40年以上経過しているため、施設の修繕や耐震補強を実施しています。

※配水管については、第2章 公共施設等の現況（P12）で記載。

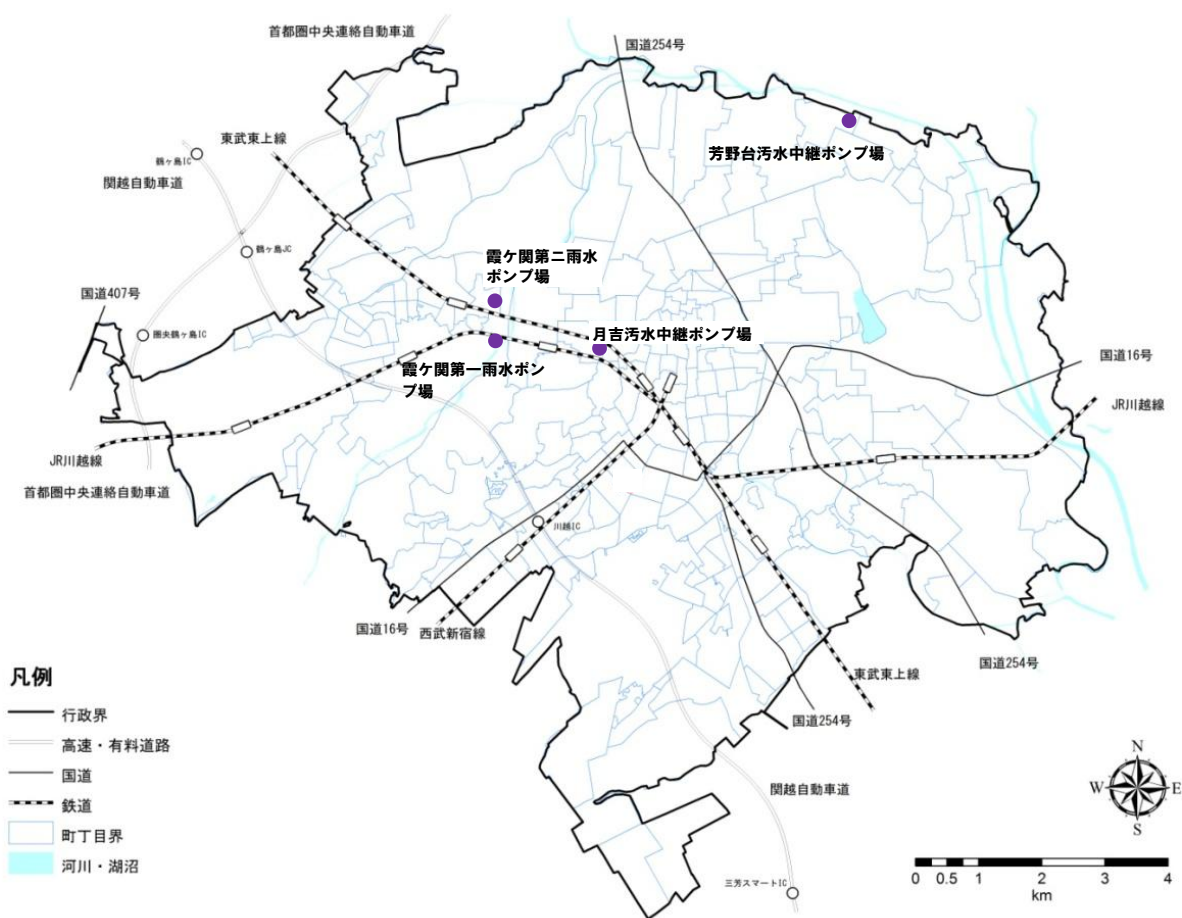
※上下水道局庁舎については、行政関連施設（P66～69）で記載。

マネジメント方針

【上水道関連施設】

- 浄水場及び受水場は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。なお、施設の重要性や規模などに応じて、適切な維持・管理を実施します。
- 配水管は、安全性を確保しながら、重要度に応じた適切な維持・管理を行い、長寿命化を図ります。

(4) 下水道関連施設



施設の現状

【下水道関連施設】

下水道の施設としては、汚水中継ポンプ場 2 施設、マンホールポンプ 47 施設、雨水ポンプ場 17 施設、雨水調整池 18 施設、合流改善施設など 17 施設が設置されています。

主要なポンプ場 3 施設については、築 30 年以上が経過しており、耐震化対策と老朽化対策が急務です。

※管路施設については、第 2 章 公共施設等の現況 (P12) で記載。

※下水道管理センター及び倉庫 (震ヶ関北雨水調整池) については、行政関連施設 (P 66~69) で記載。

マネジメント方針

【下水道関連施設】

- ポンプ場施設は、他の場所への移設が困難であるため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管路施設は、安全性を確保しながら、重要度に応じた維持・管理を行い、長寿命化を図ります。

資料編

川越市の公共施設・インフラに関するアンケート調査

調査概要

公共施設等総合管理計画の策定にあたり、同種・同機能を有する施設の重複を解消するための統合、人口減少やニーズの変化に応じた用途変更、複数の地区や近隣市町との施設の共有、民間活力の積極的な活用、地域への施設の移管と自主的な運営などさまざまな対策について、広く市民の意見を聞き、計画を推進していくための参考とするために実施しています。

- (1) 調査対象地域：川越市全域
- (2) 調査対象：市内在住の満18歳以上（平成25年10月1日現在）
- (3) 配布数：3,000人
- (4) 抽出方法：川越市住民基本台帳から抽出
- (5) 調査方法：郵送法を使った自記式調査票
- (6) 調査期間：平成26年8月25日～9月17日
- (7) 回収率

	配布数（人）	回収数（人）	回収率（%）
市全体	3,000	1,542	51.4

※各グラフのNは回答者数を示しています。

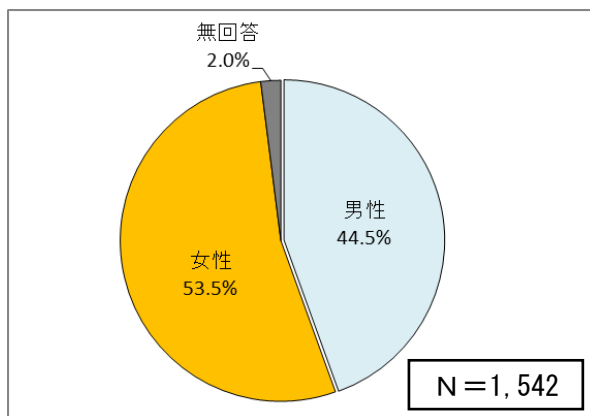
調査結果概要

(1) 回答者の属性

性別について回答があった1,511人のうち、男性の回答が686人（45.4%）、女性の回答が825人（54.6%）でした。

性別 (単位:人)

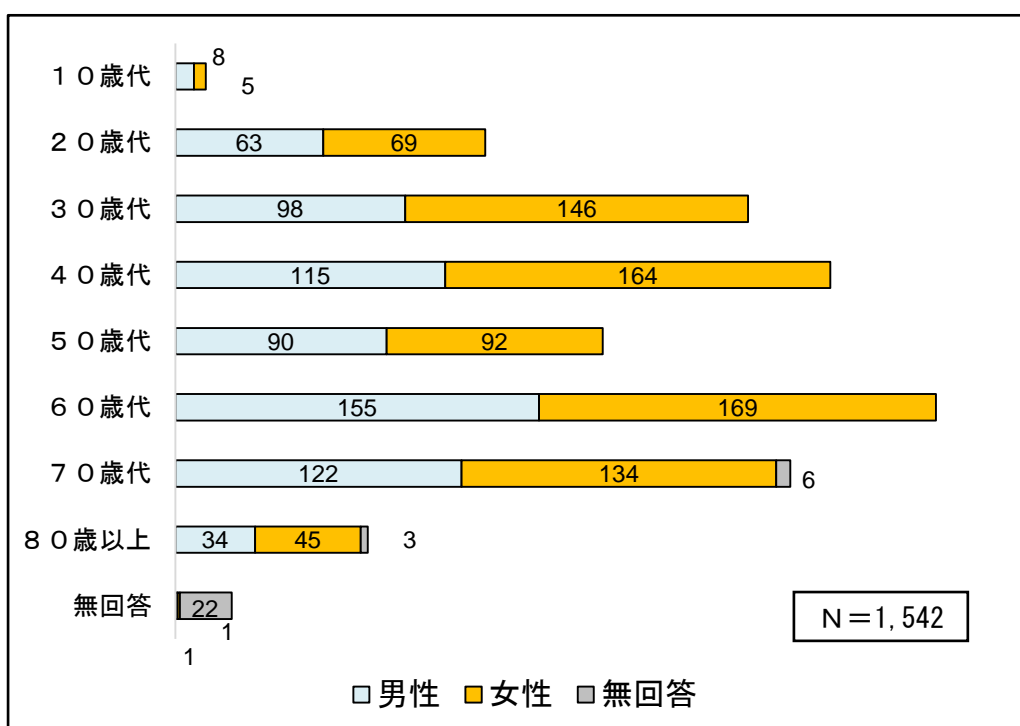
	男性	女性	無回答	合計
性別	686	825	31	1,542



年齢別では、60歳代が最も多く(324人 21.0%)で、次に40歳代(279人 18.0%)、70歳代(262人 17.0%)でした。

年齢別 (単位:人)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	合計
年齢別	13	132	244	279	182	324	262	82	24	1,542
男性	8	63	98	115	90	155	122	34	1	686
女性	5	69	146	164	92	169	134	45	1	825
無回答	0	0	0	0	0	0	6	3	22	31

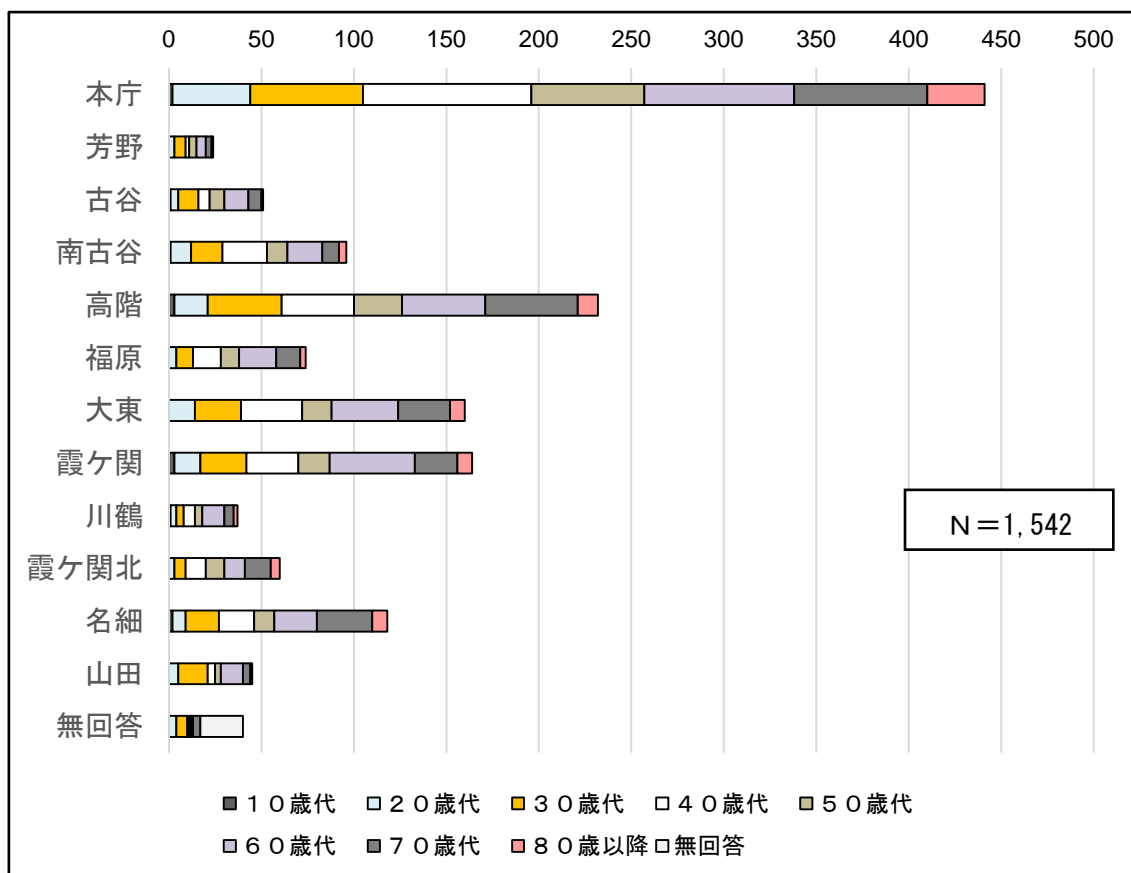


居住地域別の回答では、本庁地区が最も多く（441人 28.6%）、次に高階地区（232人 15.0%）、霞ヶ関地区（164人 10.6%）でした。

居住地域別

（単位：人）

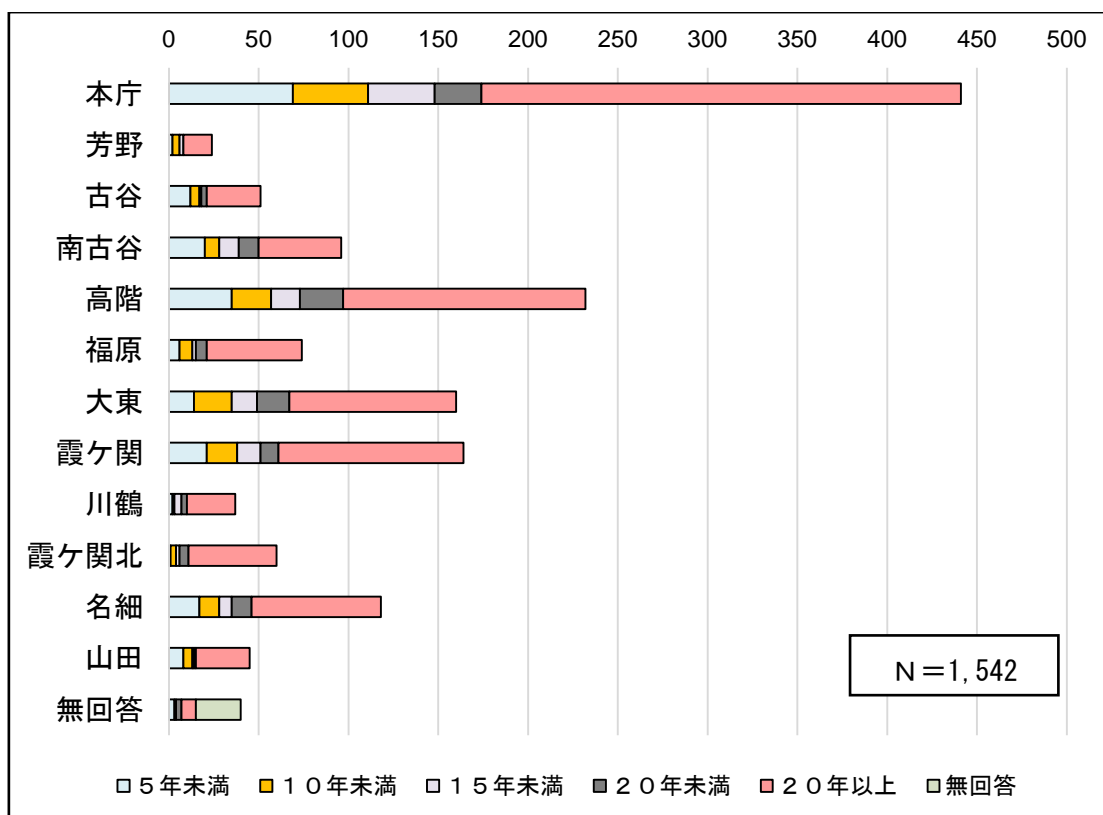
	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以降	無回答	合計
本庁	2	42	61	91	61	81	72	31	0	441
芳野	0	3	6	2	4	5	3	1	0	24
古谷	1	4	11	6	8	13	7	1	0	51
南古谷	1	11	17	24	11	19	9	4	0	96
高階	3	18	40	39	26	45	50	11	0	232
福原	0	4	9	15	10	20	13	3	0	74
大東	0	14	25	33	16	36	28	8	0	160
霞ヶ関	3	14	25	28	17	46	23	8	0	164
川鶴	1	3	4	6	4	12	5	2	0	37
霞ヶ関北	0	3	6	11	10	11	14	5	0	60
名細	2	7	18	19	11	23	30	8	0	118
山田	0	5	16	4	3	12	4	0	1	45
無回答	0	4	6	1	1	1	4	0	23	40
合計	13	132	244	279	182	324	262	82	24	1,542



居住年数別の回答では、20年以上が最も多く（929人 60.2%）、次に5年未満（210人 13.6%）、10年未満（147人 9.5%）でした。

居住年数別 (単位:人)

居住年数別	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	20年以上	無回答	合計
合計	210	147	110	121	929	25	1,542
本庁	69	42	37	26	267	0	441
芳野	2	4	2	0	16	0	24
古谷	12	5	1	3	30	0	51
南古谷	20	8	11	11	46	0	96
高階	35	22	16	24	135	0	232
福原	6	7	2	6	53	0	74
大東	14	21	14	18	93	0	160
霞ヶ関	21	17	13	10	103	0	164
川鶴	2	1	4	3	27	0	37
霞ヶ関北	1	3	2	5	49	0	60
名細	17	11	7	11	72	0	118
山田	8	5	1	1	30	0	45
無回答	3	1	0	3	8	25	40



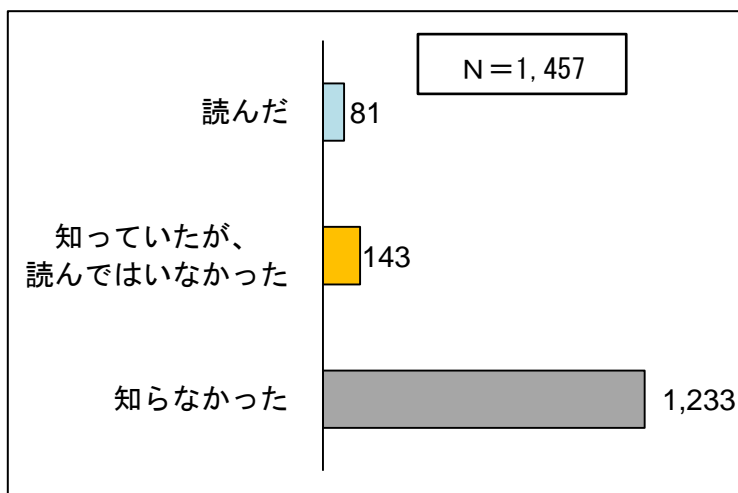
(2) 『川越市公共施設マネジメント白書』の認知

2013年(平成25年)3月に作成した「川越市公共施設マネジメント白書」の認知については、回答のあった1,457人のうち、1,233人(84.6%)の方が知らなかったとの回答でした。

白書の認知

(単位:人)

	読んだ	知っていたが、 読んではいな かった	知らなかった	無回答	合計
人数	81	143	1233	85	1,542



(3) 関心の程度

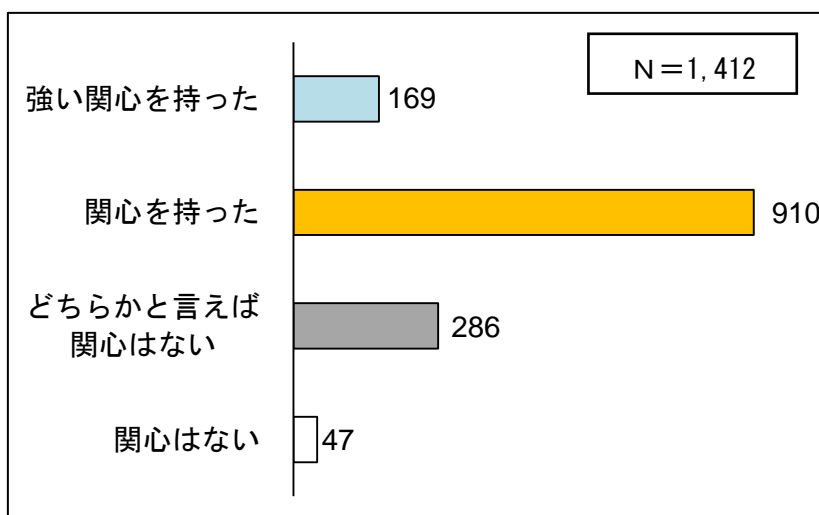
川越市の公共施設・インフラを取り巻く現状と課題についての関心の程度は、回答のあった 1,412 人のうち、強い関心を持った方が 169 人 (12.0%)、関心を持った方が 910 人 (64.4%) でした。

強い関心を持った方と関心を持った方を合わせると 76.4%の方から関心があるとの回答でした。

関心の程度

(単位:人)

	強い関心を持った	関心を持った	どちらかと言えば関心はない	関心はない	無回答	合計
合計	169	910	286	47	130	1,542



(4) 公共施設の方策

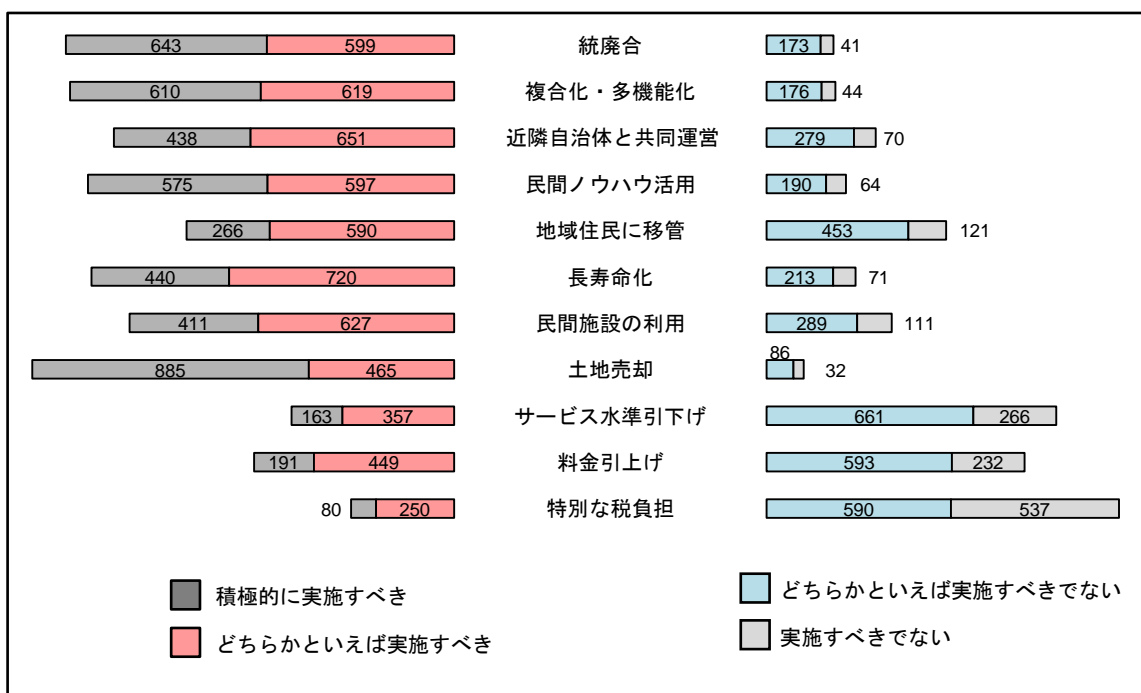
統廃合や複合化・多機能、近隣自治体と共同運営、民間ノウハウの活用、地域住民に移管、長寿命化、民間施設の利用、土地の売却については、「どちらかというと実施すべき」、「積極的に実施すべき」が「どちらかといえれば実施すべきでない」、「実施すべきでない」を上回る回答数でした。

サービス水準の引き下げや料金引上げ、特別な税負担については、「どちらかといえれば実施すべきでない」、「実施すべきでない」が「どちらかというと実施すべき」、「積極的に実施すべき」を上回る回答数でした。

公共施設の方策

(単位:人)

	積極的に実施すべき	どちらかといえれば実施すべき	どちらかといえれば実施すべきではない	実施すべきではない	無回答	合計
統廃合	643	599	173	41	86	1,542
複合化・多機能化	610	619	176	44	93	1,542
近隣自治体と共同運営	438	651	279	70	104	1,542
民間ノウハウ活用	575	597	190	64	116	1,542
地域住民に移管	266	590	453	121	112	1,542
長寿命化	440	720	213	71	98	1,542
民間施設の利用	411	627	289	111	104	1,542
土地売却	885	465	86	32	74	1,542
サービス水準引下げ	163	357	661	266	95	1,542
料金引上げ	191	449	593	232	77	1,542
特別な税負担	80	250	590	537	85	1,542



(5) インフラ施設の方策

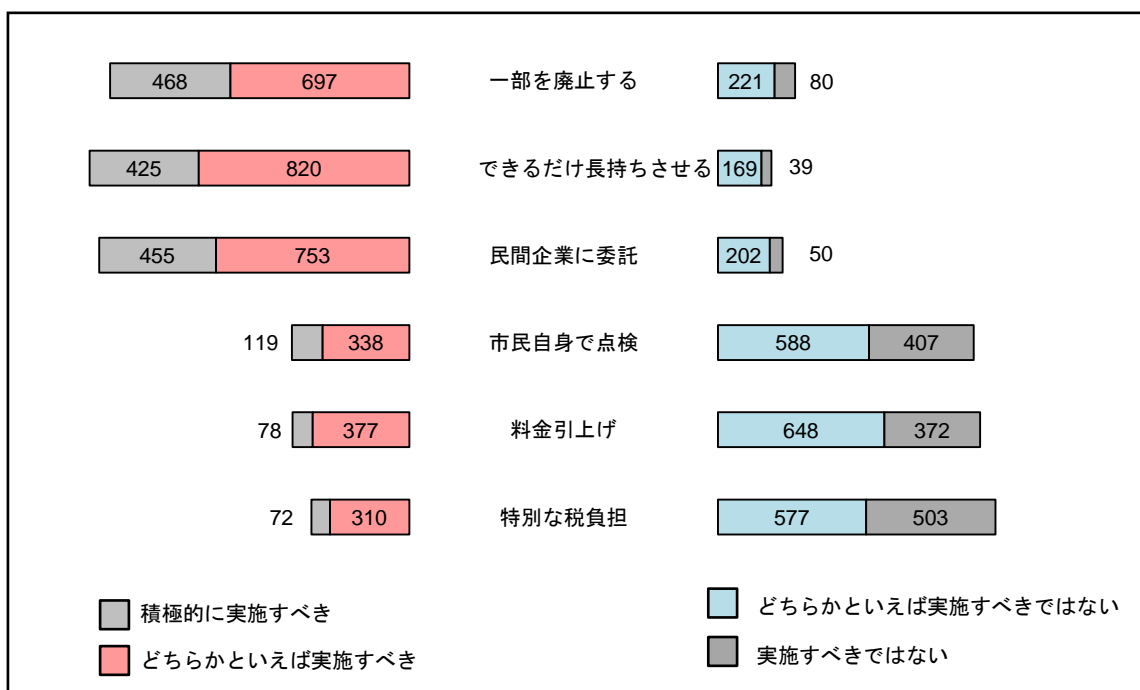
一部を廃止する、できるだけ長持ちさせる、民間企業に委託については、「積極的に実施すべきだ」、「どちらかといえば実施すべきだ」とする回答が「実施すべきでない」、「どちらかといえば実施すべきでない」とする回答を上回りました。

市民自身で点検、料金を引き上げ、特別な税金などの徴収については、「実施すべきでない」、「どちらかといえば実施すべきでない」とする回答が「積極的に実施すべきだ」、「どちらかといえば実施すべきだ」とする回答を上回りました。

インフラ施設の方策

(単位:人)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきではない	実施すべきではない	無回答	合計
一部を廃止する	468	697	221	80	76	1,542
できるだけ長持ちさせる	425	820	169	39	89	1,542
民間企業に委託する	455	753	202	50	82	1,542
市民自身で点検する	119	338	588	407	90	1,542
料金を引き上げる	78	377	648	372	67	1,542
特別な税負担を行う	72	310	577	503	80	1,542



(6) 公共施設とインフラ施設の優先度

優先について回答のあった1,421人中、インフラを優先させるべきと回答した方(940人 66.2%)が、公共施設を優先すべきと回答した方(95人 6.7%)を大幅に上回りました。

公共施設とインフラ施設の優先度

(単位：人)

	インフラを優先すべき	公共施設を優先すべき	どちらとも言えない	無回答	合計
人数	940	95	386	121	1,542

